

ハンガリー基本法の改正

—第9次及び第10次改正（特に緊急事態条項）を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 山岡 規雄

目 次

はじめに

I 第1次改正（2012年）から第8次改正（2019年）まで

- 1 第1次及び第2次改正—経過規定をめぐる改正—
- 2 第3次改正
- 3 第4次及び第5次改正—国際的な批判とそれへの対応—
- 4 第6次、第7次及び第8次改正—反移民政策、行政裁判所の設置とその撤回—

II 第9次改正（2020年）

- 1 審議経過
- 2 改正内容

III 第10次改正（2022年）

- 1 審議経過
- 2 改正内容

おわりに

翻訳：ハンガリー基本法の第9次改正

ハンガリー基本法の第10次改正

ハンガリー基本法の第9次改正前の法文と第10次改正後の法文の対照

ハンガリー基本法の第9次改正施行前の「特別法秩序」の条文

表「特別法秩序」の改正の要点（第9次改正前と第10次改正後の比較）

キーワード：ハンガリー、憲法、憲法改正、緊急事態条項

要 旨

ハンガリー基本法（憲法）は、「非自由主義的民主主義」を標榜（ひょうぼう）するオルバーン首相が率いる与党の意向を受けて、2011年に制定された。制定後も、「西側」の価値観に対抗する改正が繰り返されてきた。

2020年の第9次改正では、①家族・性別に関する伝統的な価値観の保護の強化、②公益財団・公金に関する規定整備、③緊急事態対処の現代化に関する改正が行われた。

2022年の第10次改正では、ウクライナ情勢を受けた緊急事態条項の改正が行われた。

本稿では、第1次改正から第8次改正までの内容を概観した後、第9次改正及び第10次改正の内容（特に緊急事態条項）を分析する。末尾に第9次及び第10次改正法の翻訳、改正前と改正後の条文の対比、第9次改正前の緊急事態条項（特別法秩序）の条文の翻訳並びに特別法秩序の改正点の対照表を付す。

はじめに

2011年に制定されたハンガリーの新憲法（「ハンガリー基本法」。以下「基本法」という。）は、キリスト教の価値観や民族の伝統を重視し、裁判官の定年年齢を引き下げ（多くの裁判官を退職させ、与党寄りの裁判官が新たに任命されることが懸念された⁽¹⁾）、憲法裁判所の権限を制限するなど、価値中立的なりべラルデモクラシーを基調とし、「法の支配」を尊重する欧州連合加盟諸国の中であって異色の憲法であるとして、国際的に驚きをもって迎え入れられた⁽²⁾。

2010年に政権に復帰して以来、長期にわたりハンガリーの政権を維持しているオルバーン（Orbán Viktor）首相は、「非自由主義的」な国家の形成を公言しており⁽³⁾、基本法制定後も、「西側」の価値観に対抗する改正を繰り返し、欧州連合等から批判を受けている。2020年の第9次基本法改正についても、性自認に関する国際的な人権基準に合致しないとして、欧州評議会の諮問機関である「法による民主主義のための欧州委員会」（以下、通称に従って「ヴェニス委員会」という。）が、改正内容を批判する報告書を発表した⁽⁴⁾。

また、基本法は緊急事態について極めて詳細に規定し、制定後も国際情勢に応じて緊急事態条項を拡充する改正を行った。第9次改正では、こうした緊急事態条項を整理する改正が行われ、第10次改正では、ウクライナ情勢に対応した改正が行われた⁽⁵⁾。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年8月10日である。

(1) Herbert Küpper, „Mit Mängeln: Ungarns neues Grundgesetz,“ *Osteuropa*, 61(12), 2011.12, S.140.

(2) 我が国での論評としては、次を参照。水島朝穂・佐藤史人「試練に立つ立憲主義？—2011年ハンガリー新憲法の「衝撃」(1)—」『比較法学』46巻3号, 2013, pp.39-83.

(3) 2014年7月に、パールヴァーニョシュ夏期自由大学で行った演説での発言がよく知られている。András László Pap, „Illiberalism as constitutional identity: the case of Hungary,“ *Hungarian Journal of Legal Studies*, 59(4), 2018.12, pp.394-395. <<https://doi.org/10.1556/2052.2018.59.4.4>>

(4) European Commission for Democracy Through Law (Venice Commission), *Hungary: Opinion on the constitutional amendments adopted by the Hungarian Parliament in December 2020* (Opinion 1035/2021), CDL-AD(2021)029, 2021.7.2. Venice Commission website <[https://www.venice.coe.int/webforms/documents/?pdf=CDL-AD\(2021\)029-e](https://www.venice.coe.int/webforms/documents/?pdf=CDL-AD(2021)029-e)>

(5) なお、本稿本文では、第10次改正までの解説となっているが、本稿の執筆中の2022年7月に第11次改正が行

以下、「非自由主義的」な民主主義を目指すハンガリーが、どのような価値観を維持しようとしているのか、また、緊迫する国際情勢にどのように対応しようとしているのかを憲法改正という事例を通して概観する。末尾には、緊急事態条項を主要な改正事項とする第9次及び第10次改正法の翻訳を掲載する。また、改正内容を明確化するため、改正前と改正後の条文の対比（条単位の改正ではない緊急事態条項（特別法秩序）の部分を除く。）、第9次改正前の緊急事態条項の条文の翻訳及び緊急事態条項（特別法秩序）の改正点の対照表を付す。

なお、基本法は、前文に相当する「民族の信条」、国の基本的事項を規定する「基礎(Alapvetés)」、主として人権を規定する「自由及び責任(Szabadság és Felelősség)」、統治機構について規定する「国(Az Állam)」及び「末尾規定及び雑則(Záró és Vegyes Rendelkezések)」から成るが、条名について独特の体系を持っているので、ここで簡単に説明を付すこととする。「基礎」についてはアルファベット(A)～(U)条、「自由及び責任」についてはローマ数字(第I～XXXI条)、「国」についてはアラビア数字(第1～54条)が用いられている⁽⁶⁾。

I 第1次改正(2012年)から第8次改正(2019年)まで

1 第1次及び第2次改正—経過規定をめぐる改正—

(1) 第1次改正

基本法制定に当たり、ハンガリー国会(一院制)⁽⁷⁾は、基本法本体とその経過規定「ハンガリー基本法の経過規定(2011年12月31日)」を別個に制定した。しかし、この「経過規定」については、新憲法への移行に伴って必要とされる技術的な規定のみならず、過去の社会主義体制を糾弾し、旧体制の政権党の「法的な継承者として法的な認知を得た政治団体」⁽⁸⁾もその責任を共有するといった政治的な内容の規定も含んでいる点及び「経過規定」の法秩序における位置付けが不明である点が憲法上問題であるとし、基本権擁護官(オンブズマン)が憲法裁判所に審査を求める訴えを行った⁽⁹⁾。これに対して、国会は、こうした疑義を解消するため、2012年6月に、「経過規定」が基本法の一部を成すという規定を追加する基本法の改正を行った⁽¹⁰⁾。

われた。その主な内容は、①地方の議会及び首長の選挙の実施時期を、前回選挙の5年後の10月から5年後の4月、5月、6月又は7月に変更し、欧州議会議員選挙と同時に実施することとし(第35条第2項の改正)、②地方自治体のうち、県の呼称を「megye」から伝統的な呼称である「vármegye」に変更する改正であった(F)条、第17条第3項、第32条第4項及び第5項並びに第33条第2項の改正)。Magyarország Alaptörvényének tizenegyedik módosítása (2022. július 19.), *Magyar Közlöny*, 2022. évi 123. szám, 2022.7.22, 4664.o. <<https://magyarkozlony.hu/dokumentumok/df459c529b25718dbbc3a97fa44362759eace856/megtekintes>> 本稿は、近年の改正のうち、緊急事態条項を中心に解説する構成をとることとしたため、第11次改正については、この脚注による解説にとどめる。

(6) アルファベットとローマ数字との判別を容易にするため、アルファベットについては、原文どおり、後ろに「)」を付した。

(7) ハンガリーは、1989年の体制転換に際し、新憲法を制定せず、社会主義時代の1949年憲法を大幅に改正するという方法をとった。ただし、改正憲法の前文において、この改正憲法を新憲法制定までの暫定的なものとして位置付けた。1949年憲法の第24条は、憲法の制定は国会の権限であり、その制定には国会議員の3分の2の賛成が必要とされると規定していた。ハンガリー国会では、長期間、新憲法制定に必要な3分の2の合意を得るための政治勢力の形成に成功せず、2010年の総選挙において、フィデス=ハンガリー市民同盟(Fidesz)が大勝したことにより、ようやく新憲法制定を実現することができた。

(8) 具体的には、現政権下の野党である社会党を意味する。

(9) 基本権擁護官(alapvető jogok biztosa)の主たる任務は、自らが知り得た基本権侵害の事例を調査し、必要な場合には是正措置を要求することであるが、基本法第24条第2項e)号の規定に基づき、法規の基本法適合性の審査を憲法裁判所に求めることもできる。

(10) Zoltán Szente, *Constitutional law in Hungary*, 2nd ed., Alphen aan den Rijn: Kluwer Law International, 2021, p.46.

(2) 第2次改正

2012年11月に、有権者は、選挙又は国民投票の実施の15日前までに選挙人名簿に登録しなければ、その投票権を行使することができないという規定を追加する「経過規定」の改正が行われた。ただし、2012年12月、憲法裁判所は、前述のオンブズマンの訴えを認め、「経過規定」は、単なる経過規定以外の規定を含んでおり、違憲であるとの判断を示し、この改正で追加された規定を含む「経過規定」の大半の規定を無効とした⁽¹¹⁾。

2 第3次改正

2012年12月に、天然資源の保全の義務等を定めるP)条に、耕地・森林の所有権の獲得・使用の制限等については枢要法⁽¹²⁾で定めるという第2項が追加された。この改正には、外国人による耕地・森林の取得を制限する目的があったとされる⁽¹³⁾。

3 第4次及び第5次改正—国際的な批判とそれへの対応—

(1) 第4次改正

2013年に行われた第4次改正の内容は多岐にわたるが、多くの改正事項の共通点は、憲法裁判所によって過去に違憲とされた法律等の規定を憲法規定として復活させることを目的としていることである。前述のとおり憲法裁判所により違憲とされた「経過規定」の内容を基本法の規定として取り込んだほか、①伝統的な家族観を反映した家族の定義、②宗教共同体の「教会」⁽¹⁴⁾としての認定に関する国会の権限、③選挙運動期間における民間放送局による政治的広告の禁止、④ハンガリー民族等の尊厳を傷つける言論の制限、⑤一定期間ハンガリー企業で就業することなどを修学支援の条件とすること、⑥ホームレスの公共スペースへの滞在の禁止などが基本法に規定された。

その他、第4次改正では、憲法裁判所や司法に関する規定の改正も行われた。憲法裁判所に関しては、①基本法施行（2012年1月1日）より前の憲法裁判所の裁判の失効、②基本法改正の手続面での基本法適合性審査に関する憲法裁判所の権限の明記、③抽象的違憲審査⁽¹⁵⁾の申立権の最高裁判所長官及び検事総長への付与、④国の債務が国内総生産の半分を超えている時期に公布された財政関係の法律を無効とする憲法裁判所の権限の制限⁽¹⁶⁾といった改正が行われた。この他の司法に関する重要な改正としては、全国裁判所庁長官⁽¹⁷⁾が、迅速な裁判に

(11) 45/2012. (XII. 29.) AB határozat

(12) 「枢要法 (sarkalatos törvény)」とは、出席議員の3分の2の賛成で採択される法律であり (T)条第4項)、国籍、国旗・国章、個人情報保護のための独立機関、宗教共同体など基本法により定められた重要事項を規律する。

(13) Szente, *op.cit.*(10), p.47.

(14) 共同体の目標の達成に協力する宗教団体は「教会 (egyház)」として認定され、一定の特権が保障される。山岡規雄『各国憲法集 (10) ハンガリー憲法』(調査資料 2015-1-b 基本情報シリーズ 21) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2016, p.7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9906764_po_201501b.pdf?contentNo=1>

(15) 具体的な事件を前提とせず、法規の基本法適合性の審査を行う制度。

(16) 改正前から、憲法裁判所は、国の債務が国内総生産の半分を超えている場合には、人間の尊厳等の重要な基本権の侵害を除き、財政関係の法律の審査を行うことができないとされていたが、この改正により、財務状況が改善したた場合における審査であっても、国の債務が国内総生産の半分を超えている時期に公布された当該法律について、当該時期における適用を失効させる権限を失った。

(17) 全国裁判所庁長官 (Országos Bírósági Hivatal elnöke) は、裁判官の中から9年の任期で、大統領の提案に基づき、国会によって総議員の3分の2以上の多数により選出される (第1条第2項e)号及び第25条第6項)。他の欧州諸国では、司法行政を管轄する機関の人事に、裁判官の自治組織を関与させる例が多く見られるが、ハンガリー基本法では、裁判官の自治組織である全国裁判官評議会が全国裁判所庁長官の選任に関与することは認められていない。

対する基本権の実現及び裁判所の負担の均等化のために、通常管轄すべき裁判所とは別の裁判所に事件の処理を管轄させることができるとする規定の追加を挙げることができる⁽¹⁸⁾。

(2) 第5次改正

違憲とされた法律の規定を憲法レベルに格上げすることによって憲法裁判所の判決に対抗しようとした第4次改正の主な内容については、欧州評議会の諮問機関であるヴェニス委員会や欧州議会から、立憲主義や権力分立に反する手法であるとの批判を受けることとなった⁽¹⁹⁾。こうした批判に一部応える形で、2013年9月に、第5次改正が行われた。

第4次改正のうち、民間放送による政治的広告の禁止は、野党がその見解を効果的に放送する機会を奪うことになるとのヴェニス委員会等の批判を受け、選挙期間中の政治的広告を可能とする規定に改正された。ただし、無料であること、枢要法で定める機会均等を保障する条件の下で行われることという要件が付された。

また、事件を別の裁判所に移送させる全国裁判所庁長官の権限は、「法の支配」にとって本質的である法律に定める裁判官による裁判の原則に合致しないとのヴェニス委員会等の批判を受け、これに関する規定が削除された⁽²⁰⁾。

4 第6次、第7次及び第8次改正—反移民政策、行政裁判所の設置とその撤回—

(1) 第6次改正

ハンガリー基本法は、緊急事態について非常に詳細に規定している点で、比較憲法的にもユニークであったが、2016年6月に行われた第6次改正は、「テロ危険状態 (terrorveszélyhelyzet)」という新たな類型の緊急事態を追加し、更に緊急事態条項を詳細化するものであった⁽²¹⁾。この改正については、国際的なテロの脅威の拡大、特に2015年以降多発した欧州の主要都市でのテロの経験を受けた改革であるとする評価⁽²²⁾がある一方、移民が増加するとテロの脅威が高まるという政府の反移民キャンペーンの一環として行われたとの評価もある⁽²³⁾。

(2) 第7次改正

2018年6月に行われた第7次改正の内容も多岐にわたるが、2015年の難民危機の際に欧州連合が打ち出した難民割当政策⁽²⁴⁾に対抗する措置としての性格を有する改正が多く見られた。具体的には、①基本法に規定されている権限を欧州連合の機関を通じて行使することを許容するE)条第2項に、その権限行使の際に、領土保全、住民、政体、国家構造を決定するハンガリーの不可譲の権利を制限してはならない等の条件が付され、②自由な移動及び滞在に関する合法的な資格を有しない外国人については、ハンガリー当局が審査した個別の申請に基づかなければ居住することができないとする規定が追加され、③不法移民の防止に関する警察の任務が明

(18) 第4次改正におけるその他の改正点については、次を参照。山岡 前掲注(14), pp.26-30.

(19) 同上では、ヴェニス委員会の批判の内容についても解説している。

(20) 同上, pp.30-31.

(21) Szente, *op.cit.*(10), p.43.

(22) Kádár Pál, "A különleges jogrendi szabályozás megújítása és a Magyar Katonai Jogi és Hadijogi Társaság," *Katonai Jogi és Hadijogi Szemle*, 8(4), 2020, 14.o.

(23) Szente, *op.cit.*(10), p.50.

(24) 田村祐子「EUにおける「難民12万人割当て決定」『外国の立法』No.268, 2016.6, pp.3-9. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10016372_po_02680002.pdf?contentNo=1>

記された。また、これとの関連で、「民族の信条」（前文に相当）に「我々の歴史的な憲法に根差す我々のアイデンティティーの保護」が国の義務であるとする1文が追加され、基本法の性質・解釈方法について規定するR)条に、公的機関が憲法的なアイデンティティー⁽²⁵⁾及びキリスト教文化を保護する義務が追加された。

また、通常裁判所から独立した行政裁判所を設置する改正も行われた。行政裁判所の設置は、2016年に通常の立法を通じて行うことが試みられたが、憲法裁判所は、このような改革は基本法の改正を必要とするとして、この立法について違憲の判断を下した⁽²⁶⁾。このため、基本法の改正という手続をとって行政裁判所の設置が行われることとなった。設置の目的に関し、改正案の提案理由書は、社会主義体制以前の裁判制度への復帰、行政法に特化した裁判制度の設置による法の支配の確保等について述べているが⁽²⁷⁾、一方で、政権による司法に対する影響力の強化が目的であるという批判的な見方もあった⁽²⁸⁾。

その他、表現の自由・集会の自由の制限事由として私生活の尊重が明記され、第4次改正で追加されたホームレスの公共スペース滞在禁止の規定がより厳格な規制に改められ、裁判所の法律解釈の際の指針として法律の制定文及び提案理由書を参照すべきことが規定された。

(3) 第8次改正

第7次改正で行政裁判所の設置が決定されたが、司法の独立を侵害する改正であるという国際的な批判を考慮して、この改正を実施する法律の施行が延期された⁽²⁹⁾。2019年10月の地方選挙において大都市で大敗を喫した与党は、野党が提出した基本法改正案に賛成し、行政裁判所の設置に関連する基本法の規定を全て削除する改正が2019年12月に成立した⁽³⁰⁾。

(25) 第7次改正の提案理由書は、「憲法的なアイデンティティー (alkotmányos önazonosság)」に関する定義を示していないが、「憲法的なアイデンティティー」が、加盟国の国内法と欧州連合法の関係において各国の憲法裁判所で問題となっている点を指摘している。T/332, 5.o. <<https://www.parlament.hu/irom41/00332/00332.pdf>> ここでは、欧州連合の難民政策に関連して、ハンガリー基本法において許容される欧州連合の機関による主権の共同行使の範囲を審査した2016年の憲法裁判所の判決(22/2016. (XII. 5.) AB határozat)が考慮に入れられていると考えられる。同判決において、憲法裁判所は、欧州諸国の憲法判例を参照した後、「ハンガリーの主権及び憲法的なアイデンティティーを尊重し、擁護することは全ての者の義務である」と述べた ([55])。その上で、憲法裁判所は、次のように述べた。「ハンガリーの憲法的なアイデンティティーとは、静的で閉じた価値のリストではなく、その重要な構成要素は、今日一般的に受け入れられている憲法上の価値と同様に、示唆的に表現することによって指摘することができるような性質のものである。すなわち、自由権、権力分立、共和政体、公法上の自治体の尊重、信教の自由、法に基づく権力の行使、議会制、法の前での平等、[独立した]裁判権の認知、我々とともに生活する少数民族の保護といった価値である。」 ([65])

(26) 1/2017. (I. 17.) AB határozat

(27) T/332, *op.cit.*(25), 7.o.

(28) Renáta Uitz, “An advanced course in court packing: Hungary’s new law on administrative courts,” 2019.1.2. Verfassungsblog website <<https://verfassungsblog.de/an-advanced-course-in-court-packing-hungarys-new-law-on-administrative-courts/>>

(29) Csaba Molnár and Krisztina F. Rozsnyai, “Administrative law / Droit administratif: 2019: Hungary / Hongrie,” *European Review of Public Law*, 31(4), 2019, pp.1437-1438; Szente, *op.cit.*(10), pp.51-52.

(30) Scott N. Romaniuk, *Under siege: counterterrorism and civil society in Hungary*, Lanham: Lexington Books, 2021, p.143.

II 第9次改正（2020年）

1 審議経過

ハンガリー基本法の第9次改正の改正案⁽³¹⁾は、2020年11月10日に国会に提出された。改正案は、全12か条から成り、改正内容は、①家族・性別に関する伝統的な価値観の保護の強化、②公益財団・公金に関する規定整備、③緊急事態対処の現代化の3つに大別される。

この改正案に対し、2020年12月10日に修正案⁽³²⁾が提出され、12月15日の本会議において、修正案のとおり改正案が可決された。第9次改正は、12月21日に大統領による署名を経て、翌22日に公布された⁽³³⁾。

2 改正内容

(1) 家族・性別に関する伝統的な価値観の保護の強化

基本法は制定当初から、L)条において、男性と女性との間の婚姻に基づく家族の保護を規定し、第4次改正では、家族関係の基礎は婚姻又は親子関係であることを明記し、伝統的な家族関係を保護する方向性を明確にしていた。第9次改正では、母親が女性であり、父親が男性であることが明記され、婚姻についても、保護の対象となる婚姻は、「1人の（egy）男性」と「1人の（egy）女性」の間のものであることが明記され、伝統的な家族観を更に強化する改正が行われた⁽³⁴⁾。

また、第XVI条に「出生時の性別に対応するアイデンティティーに対する子供の権利を保護し、並びに我が国の憲法的なアイデンティティー及びキリスト教の文化に基づく価値の体系に従う養育を保護する」という規定が加えられた。

この改正の直接の契機は、『おとぎの国はみんなのもの（Meseország mindenkié）』と題する児童書の出版にあるとされる。2020年9月に出版されたこの本は、少数民族のロマのシンデレラや同性愛者の白雪姫など伝統的なおとぎ話を現代的なダイバーシティ（多様性）の観点から翻案したものであった⁽³⁵⁾。この本に関連し、オルバーン首相は、ラジオのインタビューにおいて、「ハンガリーは同性愛者に対して寛容な国であるが、越えてはいけぬ一線がある」⁽³⁶⁾といった趣旨の発言を行うなど、同書に対する保守派による反対運動が高まり、この基本法の

(31) T/13647. <https://www.parlament.hu/irom41/13647/13647.pdf?fbclid=IwAR32w_l4oWR6Vp4FpTTJapkfLy_I_xl-qzMOaftG_XiDk9KcAGt58rSdKLC>

(32) T/13647/12. <<https://www.parlament.hu/irom41/13647/13647-0012.pdf>>

(33) *Magyar Közlöny*, 285. szám, 2020.12.22. <<https://magyarkozlony.hu/dokumentumok/39c159f76bc2bf29e090c0966f0941963ffab3f9/megtekintes>> ヴェニス委員会は、このように短期間で、しかも、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う緊急事態宣言（後述する危険状態の布告）下で、公的な議論を十分に経ずに改正案を可決したことを批判している。European Commission for Democracy Through Law (Venice Commission), *op.cit.*(4), pp.4-5, 20.

(34) ハンガリー語で「1」を意味する「egy」には、不定冠詞の役割もあるため、ことさらに「1人の」と訳す必要はないとも言えるが、第9次改正は、無冠詞であった単語に「egy」を追加するものであったため、後掲の翻訳(p.149)においても「1人の」を付加して訳すこととした。

(35) Suyin Haynes, “Why a children’s book is becoming a symbol of resistance in Hungary’s fight over LGBT rights,” *Time*, 2020.10.8. <<https://time.com/5897312/hungary-book-lgbt-rights/>>

(36) “Prime Minister Viktor Orban on the Kossuth Radio programme “Sunday News,” 2020.10.4. miniszterelnok.hu（ハンガリー首相府）website <<https://miniszterelnok.hu/prime-minister-viktor-orban-on-the-kossuth-radio-programme-sunday-news/>>

改正につながったとされる⁽³⁷⁾。

基本法改正案の提案理由書では、異性間の婚姻などの伝統的な価値を相対化する「現代的な」思考様式が問題化しつつあり、「人間の共同体の形式及び本質に関連する自然的な正当性 (természeti törvényszerűségek)」や「創造 (Teremtés)⁽³⁸⁾」の秩序に由来する観念」が脅威にさらされ、基本法の価値に沿った将来世代の利益、権利及び福祉の保護が危うくなっているという認識が示されている⁽³⁹⁾。

(2) 公益財団・公金に関する規定整備

第9次改正により、「公的任務を遂行し、公益のために資産を管理する財団 (alapítvány)⁽⁴⁰⁾」の設立、運営、解散及びその公的任務の遂行については、枢要法で定める」という規定が追加され(第38条第6項)、「公金 (közpénz)」の定義として「国の収入、支出及び金銭債権 (követelés)」であるとする規定が追加された(第39条第3項)。

基本法改正案の提案理由書によれば、①「公益のために資産を管理する財団」の独立性を高め、枢要法という可決に加重要件が課される法律⁽⁴¹⁾でその設立、運営、解散及び任務の遂行について定めることにより、法的安定性を高めること、②「公金」を明確に定義することにより、「公金」使用の透明性を高めることが改正の目的であるとされる⁽⁴²⁾。

改正案を提出した政府の公式の説明は、このとおりであるが、他の改正項目に比し意図がやや不明確であるため⁽⁴³⁾、公的任務を遂行する財団の運営等を枢要法で定めることにより、当該財団に対する現与党の影響力の固定化を狙っているのではないか⁽⁴⁴⁾、あるいは、第39条第2項に規定する公金の使用に関する説明義務を緩和する意図があるのではないかといった疑念も生じている⁽⁴⁵⁾。

(37) Tímea Drinóczi, “Hungary has sped up in its sliding down the slope towards authoritarianism: the proposed Ninth Amendment and accompanying laws,” *International Journal of Constitutional Law Blog*, 2021.11.21. <<http://www.icconnectblog.com/2020/11/hungary-has-spiced-up-in-its-sliding-down-the-slope-towards-authoritarianism-the-proposed-ninth-amendment-and-accompanying-laws/>>

(38) 大文字となっていることから神による天地創造を意味していると考えられる。

(39) T/13647, *op.cit.*(31), 8.o.

(40) 多くの大学がこの形態で運営されているという。“Az anya nő, az apa férfi: újra hozzányúlt az Alaptörvényhez az Országgyűlés,” 2020.12.15. Szabad Európa Budapest website. <<https://www.szabadeuropa.hu/a/alaptorveny-modositas-csalad-orokbefogadas-valasztas/31001564.html>> ハンガリー当局がヴェニス委員会に第9次改正の意義を説明した文書にも、大学が第一の例示として挙げられている。European Commission for Democracy Through Law (Venice Commission), *Hungary: ninth amendment to the Fundamental Law and explanatory memorandum* (Opinion No. 1035/2021), CDL-REF(2021)045, 2021.6.3, p.8. Venice Commission website <[https://www.venice.coe.int/webforms/documents/default.aspx?pdffile=CDL-REF\(2021\)045-e](https://www.venice.coe.int/webforms/documents/default.aspx?pdffile=CDL-REF(2021)045-e)>

(41) 前掲注(12)参照。

(42) T/13647, *op.cit.*(31), 11.o.

(43) ヴェニス委員会も改正の意図が不明確であると指摘している。European Commission for Democracy Through Law (Venice Commission), *op.cit.*(4), p.14.

(44) Bakó Beáta, “Újraírni, vagy csak betarta(t)ni kellene az Alaptörvényt a „NER“ után?” 11.o. European University Institute website <https://cadmus.eui.eu/bitstream/handle/1814/73850/cadmusba-ujrairni%20v%20betartatni%20az%20alkotmany_t_BakoB_Kjsz-vegleges.pdf?sequence=2&isAllowed=y> 初出は、ハンガリーの公法関係の雑誌 (*Közjogi Szemle*, 2021/2, 59-66.o.) である。

(45) Drinóczi, *op.cit.*(37); Kerényi György, “Elveszítene közpénz jellegét? Egy furcsa mondat az alkotmánymódosításban,” 2020.11.12. Szabad Európa Budapest website <<https://www.szabadeuropa.hu/a/kilencedik-alkotmanymodositas-kozpenez-definicio-fidesz/30942863.html>>

(3) 緊急事態対処の現代化

基本法では、「特別法秩序」という見出しの下、緊急事態条項をまとめて規定している。特別法秩序における事態の種類の一つに「緊急事態 (szükségállapot)」があるため、以下、緊急事態条項全体を指す場合は「特別法秩序」という語を用い、「緊急事態」という語を用いる場合は「特別法秩序」の中の特定の事態を指すものとする。

特別法秩序に関する第9次改正案の提案理由書では、今回の改正の目的は、特別法秩序の「現代化 (korszerűsítés)」にあるとされる。ここでは「現代化」という訳語を当てたが、この語を字義に即して訳すと「最新式にすること」ということになる。提案理由書でも、近年の安全保障環境の変化に適合し、過去の危機管理の経験を活かした制度にすることが改正の目的であるとされている⁽⁴⁶⁾。

なお、2020年の3月及び11月に、ハンガリー政府は、新型コロナウイルス感染症のパンデミック対策として危険状態を布告した。第9次改正前の基本法の規定に従えば、危険状態の布告は自然災害又は産業災害の場合に限定されると解釈され得たため、この布告に対しては、憲法学者等から批判の声が上がることとなった⁽⁴⁷⁾。今回の改正では、危険状態を布告することができる場合が拡張されており、基本法改正案の提案理由書には具体的な言及がないが、こうした過去の経験も反映されていると考えられる。

(i) 軍の任務・国際的な枠組みにおける軍事行動

特別法秩序とは直接関係しないが、これと密接に関連するハンガリー国防軍の任務及び国際的な枠組みにおける軍事行動に関する規定（第45条及び第47条）が改正された。

第45条については、ハンガリー国防軍の指揮権を有する主体から国防評議会⁽⁴⁸⁾が削除され、大災害の予防・大災害後の救助等に関するハンガリー国防軍の任務に関する規定が削除された。大災害に関するハンガリー国防軍の任務については通常法律に規定があり、基本法で規定する必要性はないとの判断に基づく改正とされる⁽⁴⁹⁾。

第47条第3項は、欧州連合又は北大西洋条約機構の決定に基づくハンガリー国防軍及び外国の軍隊の展開等について決定する政府の権限を規定していたが、第9次改正により、これらの国際組織の決定に加え、国会が法律により確認した国際的な防衛及び安全のための協力組織の決定が追加され、地域的な協力（特に、ヴィシエグラード諸国と呼ばれる中東欧諸国⁽⁵⁰⁾との協力）の枠組みに基づく軍事行動への参加の可能性を開いた。

(ii) 事態の種類の変更

改正前の基本法は、例外事態 (rendkívüli állapot)、緊急事態、予備的防衛状態 (megelőző védelmi helyzet)、テロ危険状態、予期しない攻撃 (váratlan támadás)、危険状態 (veszélyhelyzet)

(46) T/13647, *op.cit.*(31), 8.o

(47) Szente, *op.cit.*(10), pp.114-115.

(48) 国防評議会 (Honvédelmi Tanács) は、大統領により主宰され、国会の議長及び会派の長、首相、大臣並びに参謀本部議長により構成される（旧第49条第1項）。基本法においては改正前の「特別法秩序」に関連する部分で規定されていた機関である。第9次改正により、基本法のこれらの部分から国防評議会に関する規定が全て削除された。改正案の理由書は何も言及していないが、第9次改正をもって廃止されたものと考えられる。

(49) T/13647, *op.cit.*(31), 12.o.

(50) ポーランド、チェコ、スロヴァキア及びハンガリーを指す。

の6つの事態を規定していた。この改正により、戦争事態 (hadiállapot)⁽⁵¹⁾、緊急事態及び危険状態の3つに整理された(第48条)。各事態の詳細は後述のとおりであるが、大まかに言うと、戦争事態とは武力攻撃などに対する対外的な防衛の必要が生じた場合、緊急事態とは暴動などの国内的な騒乱、危険状態とは自然災害などの惨事が生じた場合を指す。

改正案の提案理由書では、例外事態(戦争状態又は戦争の危険の場合。旧第48条参照。)に関する規定と「予備的防衛状態」(国外からの武力攻撃の危険がある場合又は同盟の義務の履行の場合。旧第51条参照。)の一部の規定が改正後の戦争事態に関する規定にまとめられていると説明されている⁽⁵²⁾。提案理由書には言及がないが、これらに加え、「予期しない攻撃」(国外の武装集団の国内への予期しない侵入の場合。旧第52条参照。)に関する規定も統合されているのではないかと考えられる⁽⁵³⁾。なお、テロ危険状態がどの類型に集約されたのかについても改正案の提案理由書では述べられていない⁽⁵⁴⁾。

このように事態の類型に変化はあったが、以下見るように、戦争や暴動など深刻な事態については、国会による布告を必要とし、これらの事態よりは深刻さの度合いが小さいと考えられる自然災害などの事態については政府に布告の権限を与えるという大枠の構造に変化はない。

(iii) 戦争事態

改正前は、戦争事態(改正後にいう戦争状態)の宣言⁽⁵⁵⁾の場合又は外国勢力による武装攻撃の直接的な危険(戦争の危険)の場合に、国会が例外事態を布告することとなっていたが、第9次改正により、これらの場合に加え、外部からの武装攻撃と同等の効果を有する行為(改正案の提案理由書では、サイバー攻撃が例示されている⁽⁵⁶⁾)の場合及び集団防衛を目的とする条約上の義務を履行する場合に、国会が戦争事態を布告することとされた(第49条)。

なお、例外事態(改正後にいう戦争事態)の布告の前提条件の一つであった戦争事態(改正後にいう戦争状態)の宣言について、改正前は、国会に障害がある場合において国会を代行して戦争事態を宣言する権限を大統領⁽⁵⁷⁾に付与していたが、第9次改正により、この権限は削除され、戦争状態の宣言は国会の専権事項とされた⁽⁵⁸⁾。

(51) 改正前、「hadiállapot」は、特別法秩序のうちの一つの事態としてではなく、国際法にいう「戦争」の意味で使用されていた。

(52) T/13647, *op.cit.*(31), 12.o.

(53) 次の論文も同様に分析している。Horváth Attila, “A különleges jogrend fejlődése Magyarországon a kilencedik Alaptörvény-módosítás tükrében,” Nagy Zoltán és Horváth Attila, szerk., *A különleges jogrend és nemzeti szabályozási modelljei*, Budapest: MFI, 2021, 131.o.

(54) *ibid.*, 133.o. は、テロ行為が、「外部からの武装攻撃」の態様をとるときは戦争事態、攻撃の脅威の段階であるときは「生命及び財産の安全を甚だしく危険にさらす重大な違法な行為」として緊急事態に属するのではないかと推論している。

(55) 改正前、「戦争事態の宣言」は「hadiállapot kinyilvánítása」と表現されていたが、改正後は、「戦争状態の宣言(háborús helyzet kinyilvánítása)」に変更された。これは、単なる表現の修正であり、意味の変更はないとされる。T/13647, *op.cit.*(31), 10.o. 「戦争事態/状態の宣言」とは、国際法にいう宣戦布告、開戦宣言を意味する。Trócsányi László és Schanda Balázs, *Bevezetés az alkotmányjogba: az Alaptörvény és Magyarország alkotmányos intézményei*, Budapest: A HVG-ORAC Lap- és Könyvkiadó Kft., 2012, 437.o.

(56) T/13647, *ibid.*, 12.o.

(57) 大統領は、国会によって5年の任期で選挙される。法律案の提出権、国民投票の提案、国会の解散などの実質的な権限も有するが、直接公選によって選ばれる米国やフランスの大統領のような強力な権限は有しておらず、行政に属さない中立的な機関であるとされている。山岡 前掲注(14), p.12.

(58) その一方で、大統領は、国会に障害がある場合に、国会を代行して緊急事態を延長する権限及び政府に対し危険状態の延長を授権する権限を得た。

改正前は、法律の規定の停止や法律の規定からの逸脱などの例外的な措置（以下「例外的な措置」という。）を政府が例外事態の布告前においてとることができるとする規定は、「予期しない攻撃」において定められていたが（旧第 52 条）、第 9 次改正により、布告前の政府による例外的な措置については、戦争事態に関する条（第 54 条）において規定されることになった。改正前は、同盟の義務の履行については、「予備的防衛状態」（旧第 51 条）に規定されていたが、第 9 次改正により戦争事態を規定する条（第 49 条）にまとめられることになった。

（iv）緊急事態

緊急事態を布告する場合に関する新旧の規定を比較すると、改正前は、「合法的な秩序の破壊又は権力の排他的な獲得を目指す武装行為並びに武装して、又は武器を持って行われた生命及び財産の安全を甚だしく危険にさらす重大な暴力行為の場合」となっていたが（旧第 48 条第 1 項 b) 号）、改正後は、「憲法秩序の破壊若しくは転覆又は権力の排他的な獲得を目指す行為の場合」又は「生命及び財産の安全を甚だしく危険にさらす重大かつ違法な行為の場合」となった（第 50 条第 1 項）。主な変更点は、①「合法的な秩序（*törvényes rend*）」が「憲法秩序（*alkotmányos rend*）」となったこと、②「憲法秩序」の「転覆（*felforgatás*）」を目指す行為の場合が追加されたこと、③全ての行為について「武装して（*fegyveres*）、又は武器を持って行われた（*felfegyverkezve elkövetett*）」又は「暴力的な（*erőszakos*）」という条件が削除されたことの 3 点である⁽⁵⁹⁾。「合法的な秩序」と「憲法秩序」の相違など不明な点はあるが、緊急事態を布告することができる場合が拡大したと言えるのではないかと考えられる⁽⁶⁰⁾。

（v）危険状態

第 9 次改正により、自然災害又は産業災害が例示という扱いになり、政府が危険状態を布告することができる場合は、自然災害又は産業災害に限定されず「生命及び財産の安全を危険にさらす重大な事件の場合」とであるとされた（第 51 条第 1 項）。

また、改正前には、危険状態における例外的な措置を定める政府の命令の効力延長に関する国会の授権についての規定はあったが（旧第 53 条第 3 項）、危険状態の延長に関する国会の授権についての規定がなかった。第 9 次改正により、後者について規定したほか（第 51 条第 3 項）、当該命令の効力延長の限度は危険状態の延長期間内とされた。すなわち、改正前のように当該命令の有効期間に関する規定を特に設けるのではなく、その有効期間については、特別法秩序における例外的な措置に関する政府の命令一般に関する規定（第 53 条第 5 項）に基づくこととされた。なお、改正前は、当該命令は、延長がない限り、15 日間効力を有することになっていたが（旧第 53 条第 3 項）、改正後は、政府は、30 日の期間で危険状態を布告することができることとされた（第 51 条第 2 項）。

その他、改正前は、政府の命令の効力延長の授権について国会は単純過半数で決定することになっていたが⁽⁶¹⁾、改正後は、危険状態の延長の授権について国会は出席議員の 3 分の 2 の

(59) なお、「行為」は、改正前は複数形（*cselekmények*）であったが、改正後は単数形（*cselekmény*）となった。当初の改正案では複数形であったが、国会における修正により単数形となった。テロ行為を含めるため、単独の行為でも布告可能にすることが改正の意図ではないかという推論もある。Horváth, *op.cit.*(53), 134.o.

(60) Drinóczy, *op.cit.*(37)

(61) Horváth, *op.cit.*(53), 136.o.

票で決定することとされた（第 51 条第 4 項）。

(vi) 戦争事態、緊急事態及び危険状態の布告

改正前は、一定の条件が満たされた場合には、国会は例外事態及び緊急事態を布告し、政府は危険状態を布告すると規定されていた。ハンガリー法においては、動詞に義務を表す語が付されていない場合であっても、義務を規定していると解するのが一般的であり⁽⁶²⁾、この場合も、国会には布告の義務があると解されていた⁽⁶³⁾。これに対し、第 9 次改正により、全ての事態について「布告する (kihirdet)」という動詞に可能を表す派生辞「-het」が付された（「kihirdethet」で「布告することができる」という意味になる。）。これにより、戦争事態及び緊急事態の布告の判断は国会の裁量に委ねられ、危険状態の布告の判断は政府の裁量に委ねられることになった。

(vii) 特別法秩序における中心機関としての政府

特別法秩序における迅速かつ機能的な対処を確保するには、政府を中心的な機関とする必要があるとの判断から⁽⁶⁴⁾、改正前は大統領又は国防評議会に認められていた例外的な措置に関する権限を政府に移すほか⁽⁶⁵⁾、政府が例外的な措置をとることができる場合を拡張するなどの改正が行われた⁽⁶⁶⁾。

この改正により、戦争事態の布告前に加え、緊急事態の布告前においても、政府は、当該布告を提案した後であれば⁽⁶⁷⁾、例外的な措置をとることが可能となった（第 54 条第 1 項）。これに伴い、戦争事態及び緊急事態の布告が行われなかった場合には、国会が法律により、政府によってとられた例外的な措置（これらの事態を布告しないという決定があった時点で失効し、最長でも事態布告の提案から 60 日で失効する。）に関連する規則（具体的には、法律の規定から逸脱する命令等の規定が想定されていると考えられる。）の経過措置について定めることとされた（同条第 4 項）⁽⁶⁸⁾。

(62) 山岡 前掲注(14), p.15; Balázs Szabolcs Gerencsér, “Special legal orders,” Lóránt Csink et al., eds., *The Basic Law of Hungary: a first commentary*, Dublin: Clarus Press, 2012, 3.2. The Parliament. <<http://www.eui.eu/Documents/General/DebattingtheHungarianConstitution/TheBasicLawofHungary.pdf>>.

(63) Horváth, *op.cit.*(53), 136.o.

(64) T/13647, *op.cit.*(31), 12.o.

(65) 後掲の翻訳における改正前の旧第 49 条第 4 項及び旧第 50 条第 3 項の条文 (p.166) と改正後の第 53 条第 1 項の条文 (p.152) を比較されたい。

(66) Kádár, *op.cit.*(22), 22-23.o. は、国防評議会のような合議体に権限を付与することは非効率的であり、危機管理のための情報処理能力の観点から大統領に権限を付与するのも不適當であったと評価している。一方、ヴェニス委員会は、権限を政府に集中させたこと自体は、欧州の基準から外れるものとはまでは言えないが、国防評議会の方が、幅広い代表を擁する機関であったのではないかと指摘し、若干の懸念を表明した。European Commission for Democracy Through Law (Venice Commission), *op.cit.*(4), pp.19, 21-22.

(67) 基本法では、どの機関に対し「提案 (kezdeményezés)」するかについて明確に書かれていないが、布告の権限は国会にあるため、国会に対し提案すると解するのが妥当であると考えられる。第 9 次改正前では、「予備的防衛状態」に関する第 51 条及び「テロ危険状態」に関する第 51/A 条において、政府による「提案」について規定していた。第 51 条の規定を解説した次の資料では、提案の対象機関が国会であると解し得る記述がある。Trócsányi és Schanda, *op.cit.*(55), 445.o. また、第 51/A 条第 1 項では、「国会は、政府の提案に基づき、…テロ危険状態を布告」すると規定されていた。

(68) 戦争事態及び緊急事態が布告された場合には、政府による例外的な措置は、最長でこれらの事態の終了まで効力を有する（第 54 条第 3 項）。改正前の「予備的防衛状態」及び「予期しない攻撃」に関しては当該状態・攻撃の終了とともに失効することとなっていたため（旧第 51 条第 1 項）、戦争事態の関連では、改正後の方が長期

国会による政府統制に関する規定も整理され、改正前は各事態ごとに散在していた規定を、改正後は共通規則という形で一括して規定し、特別法秩序の間に制定された特別法秩序関連の政府の命令を廃止する国会の権限及び政府による同内容の命令の再制定の禁止が定められた(第53条第3項)。

(viii) その他

特別法秩序の期間(その布告前であって、政府が布告を提案した後の時期も含む。)において、政府が国会の継続的な運営を保障する措置をとる義務に関する規定が追加された(第52条第3項及び第54条第5項)⁽⁶⁹⁾。憲法裁判所については、改正前から、その運営を制限することができないとする規定(第54条第2項)が存在したが、第9次改正により、国会同様、同裁判所の継続的な運営の保障に関する政府の義務に関する規定が追加された(第52条第4項及び第54条第7項)。

また、政府がとった例外的な措置に関する大統領・国会等への通知義務⁽⁷⁰⁾や国会に代行して戦争事態・緊急事態を布告した大統領の行為等に対する国会による事後審査に関する規定⁽⁷¹⁾が若干変更された。その他、国民投票の対象とすることが禁じられる事項として、講和並びに戦争事態及び緊急事態の解除が追加され(第8条第3項h号)、特別法秩序の布告後に制定された法規に加え、政府による戦争事態又は緊急事態の布告の提案後に制定された法規についても、枢要法で、その公布について特例を定めることができることとなった(T条第1項)。

III 第10次改正(2022年)

1 審議経過

ハンガリー基本法の第10次改正の改正案⁽⁷²⁾は、2022年5月3日に国会に提出された。改正案は、全3か条から成り、その内容は、危険状態を布告することができる場合を拡大する改正であった。

この改正案に対し、2022年5月19日に修正案⁽⁷³⁾が提出され、5月24日の本会議において、この修正案のとおり改正案が可決された。同日、この第10次改正は、大統領による署名を経て、官報で公布された⁽⁷⁴⁾。

の継続的な有効期間を保障する内容となっている(改正前は、「予備的防衛状態」及び「予期しない攻撃」の終了後、「例外事態」に移行した場合、国防評議会が例外的な措置をとることになるため、内容は同一であっても、形式上は命令を制定し直す必要があった)。

(69) Horváth, *op.cit.*(53), 140-141.o. は、政府と国会は公法上、独立の関係にあるため、ここでいう保障の措置とは、新型コロナウイルス感染症のまん延の際に問題となった国会における電子投票等の環境の整備といったインフラ整備を意味しているのではないかと推論している。

(70) 後掲の翻訳における改正前の旧第51条第3項、旧第51/A条第3項及び旧第52条第2項の条文(pp.167-168)と改正後の第53条第2項及び第54条第2項の条文並びに特別法秩序の改正点に関する対照表(p.172)を比較されたい。

(71) 後掲の翻訳における改正前の旧第48条第6項の条文(p.165)と改正後の第56条第3項(p.154)及び特別法秩序の改正点に関する対照表(p.172)を比較されたい。

(72) T/25. <<https://www.parlament.hu/irom42/00025/00025.pdf>>

(73) T/25/7. <<https://www.parlament.hu/irom42/00025/00025-0007.pdf>>

(74) *Magyar Közlöny*, 84. szám, 2022.5.24. <<https://magyarkozlony.hu/dokumentumok/a318be33ad4d81dcde0cb105e5112eebea2d4773/megtekintes>>

2 改正内容

改正内容は、政府が危険状態を布告することができる場合として、「隣国において生じている武力紛争、戦争状態又は人道的な災難」を追加し（第9次改正の施行前の危険状態に関する規定（旧第53条）及び第9次改正により改正された危険状態に関する規定（新たな第51条）の双方に追加した。）、第9次改正で改正された特別法秩序に関する規定の施行日を2023年7月1日から2022年11月1日に早めるというものであった⁽⁷⁵⁾。ただし、旧第53条の改正については、施行日を公布の翌日（2022年5月25日）とした。

改正案の提案理由書によると、ロシアとウクライナの間の戦争が引き起こした人道・経済危機は、第二次世界大戦以降、前例を見ない危機であり（特に隣国のウクライナからの避難民の受入れの対策が強調されている。）、効果的かつ迅速な対応が必要とされるため、この種の状況においても危険状態を布告することができるようにする必要があるとされている⁽⁷⁶⁾。

おわりに

2021年6月、第9次改正により強化された性別に関する伝統的な価値観の保護の規定に基づき、「小児性愛犯罪者に対する厳格な処置及び児童の利益の保護に関する諸法律の改正に関する2021年法律第79号」⁽⁷⁷⁾が制定され、性転換や同性愛を助長し、又は描写するコンテンツに未成年者が触れるようにすることを禁ずる規定が設けられた。これに対し、欧州委員会は、性的指向と性自認に基づいて人々を差別する法律であるとして、同年7月、ハンガリーに対し、欧州連合運営条約に基づく違反手続⁽⁷⁸⁾を開始した。欧州委員会の要請にハンガリー側が応じなかったため、2022年7月、欧州委員会は、欧州連合司法裁判所への提訴を決定した⁽⁷⁹⁾。

2022年5月24日、ウクライナで生じている武力紛争及び人道的な災害並びにこれらに起因するハンガリーへの影響を理由として、政府は危険状態を布告し、例外的な措置を可能とする命令を制定した⁽⁸⁰⁾。同年6月8日には、5月24日の命令の効力を延長する「隣国で生じている武力紛争及び人道的災害によるハンガリーへの影響の回避に関する2022年法律第6号」⁽⁸¹⁾が制定された⁽⁸²⁾。

(75) 施行時期の前倒しは、修正案（T/25/7, *op.cit.*(73)）によって追加された改正である。

(76) T/25, *op.cit.*(72), 2.o.

(77) 2021. évi LXXIX. törvény, a pedofil bűnelkövetőkkel szembeni szigorúbb fellépésről, valamint a gyermekek védelme érdekében egyes törvények módosításáról

(78) 「違反手続 (infringement procedure)」は、欧州連合条約及び欧州連合運営条約に基づく義務に違反した加盟国に対し、欧州委員会が欧州連合司法裁判所に提訴し、義務の履行を求める制度である。山岡規雄「ポーランドの憲法法院」『レファレンス』853号, 2022.1, pp.131-132. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12012295_po_085306.pdf?contentNo=1>

(79) “Commission refers HUNGARY to the Court of Justice of the EU over violation of LGBTIQ rights,” 2022.7.15. European Commission website <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_2689>

(80) 2022年5月24日政令第180号（180/2022. (V. 24.) Korm. Rendelete az Ukrajna területén fennálló fegyveres konfliktusra, illetve humanitárius katasztrófára tekintettel, valamint ezek magyarországi következményeinek az elhárítása érdekében veszélyhelyzet kihirdetéséről és egyes veszélyhelyzeti szabályokról)

(81) 2022. évi VI. Törvény szomszédos országban fennálló fegyveres konfliktus, illetve humanitárius katasztrófa magyarországi következményeinek elhárításáról

(82) 危険状態を布告することができる場合として「隣国において生じている武力紛争、戦争状態又は人道的な災難」を追加する基本法第53条第1項の改正は、改正法第4条第1項の規定によれば（後掲の翻訳（p.155）参照）、公布の翌日（5月25日）から施行されることとなっていたが、この命令は、その前日に制定・公布されている。したがって、施行されていない規定を根拠に制定された命令が公布されたことになる。この点に関しては、命令の

オルバーン首相率いる与党は、2022年4月の選挙で、基本法改正に必要な3分の2以上の議席を確保しており、今後も、欧州の中で独自路線を進む基本法の改正が継続される可能性がある。

(やまおか のりお)

制定文に特に説明がなく、その法的根拠を解説する資料が見当たらなかったが、法規の制定に関する一般的な規則を定める2010年法律第130号(2010. évi CXXX. törvény a jogalkotásról)第7条第6項によると、ある法規(根拠法)の規定を実施する法規は、その根拠法の施行前であっても、当該根拠法の公布日以降に公布することができ、当該根拠法の施行日と同時に施行することができるとされている。したがって、この命令が第10次改正の施行前に制定された根拠は、この法律の規定にあるのではないかと考えられる。

ハンガリー基本法の第9次改正

Magyarország Alaptörvényének kilencedik módosítása (2020. december 22.)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 山岡 規雄訳

【目次】

- 第1条 [基本法 L) 条の改正]
- 第2条 [基本法 T) 条の改正]
- 第3条 [基本法第 XVI 条の改正]
- 第4条 [基本法第 XXXI 条の改正]
- 第5条 [基本法第 1 条の改正]
- 第6条 [基本法第 8 条の改正]
- 第7条 [基本法第 38 条の改正]
- 第8条 [基本法第 39 条の改正]
- 第9条 [基本法第 45 条の改正]
- 第10条 [基本法第 47 条の改正]
- 第11条 [「特別法秩序」(基本法第 48 ~ 56 条) の改正]
- 第12条 [施行日等の末尾規定]

国会は、憲法制定権力として、基本法第1条第2項 a) に規定する権限⁽¹⁾を行使し、基本法を次のとおり改正する。

第1条

基本法 L) 条第1項を次のように改める。

「(1) ハンガリーは、1人の男性と1人の女性の間の自発的決定に基づいて生ずる生活共同体としての婚姻の制度及び民族⁽²⁾の生存の基礎としての家族を保護する。家族関係の基礎は、婚姻又は親子関係である。母親は女性であり、父親は男性である。」

第2条

基本法 T) 条第1項及び第2項を次のように改める。

「(1) 一般的な拘束力を有する行動規則は、基本法及び基本法に定められ、立法権を保有する機関により制定され、[かつ、] 官報において公布された法規で定めることができる。」

* この翻訳は、Magyarország Alaptörvényének kilencedik módosítása (2020. december 22.), *Magyar Közlöny*, 2020. évi 285. szám, 2020.12.22, 10128-10131.o. <<https://magyarkozlony.hu/dokumentumok/39c159f76bc2bf29e090c0966f0941963ffab3f9/megtekintes>> を訳出したものである。[] 内は訳者による補記である。原文にあるダッシュを省いた部分又は () に置き換えた部分がある。また、原文を損なわない範囲で原文にない () を追加した部分がある。脚注は、全て訳者による注である。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年8月10日である。

(1) ハンガリー基本法を制定し、及び改正する国会の権限。

(2) 原語では「nemzet」である。この言葉は「国民」と訳すこともできるが、基本法の前文に当たる「民族の信条」で、「我々 (=ハンガリー民族 (magyar nemzet))」と「諸民族 (nemzetiségek) = (「同一の政治的共同体」において共存する少数民族)」とを区別しているため、「民族」と訳すこととした。

枢要法⁽³⁾は、自治体の命令並びに政府による戦争事態又は緊急事態の布告の提案の後に制定された法規及び特別法秩序において制定された法規の公布について、特別の規則を定めることもできる。

- (2) 法規は、法律、政府の命令、首相の命令、大臣の命令、ハンガリー国立銀行総裁の命令、独立規制機関の長の命令及び自治体の命令である。」

第3条

基本法第XVI条第1項を次のように改める。

- 「(1) 全ての子供は、適切な身体的、精神的及び道徳的な発育に必要な保護及び世話に対する権利を有する。ハンガリーは、出生時の性別に対応するアイデンティティーに対する子供の権利を保護し、並びに我が国の憲法的なアイデンティティー及びキリスト教の文化に基づく価値の体系に従う養育を保護する。」

第4条

基本法第XXXI条第3項及び第4項を次のように改める。

- 「(3) 戦争事態の場合には、ハンガリーに居住している成人のハンガリー国民である男性は、兵役を遂行する。武器を用いた役務の遂行が兵役義務者の良心の信条と両立することができない場合には、その者は、武器を用いない役務を遂行する。兵役の遂行の形式及び詳細な規則については、枢要法で定める。
- (4) ハンガリーに居住している成人のハンガリー国民に対し、戦争事態の期間において、枢要法の定めるところに従い、国防の労働の義務を命ずることができる。」

第5条

- (1) 基本法第1条第2項h)号を次のように改める。

「(国会は、次に掲げることを行う。)

h) 戦争状態の宣言及び講和について決定すること。」

- (2) 基本法第1条に第3項を次のように加える。

「(3) 戦争状態の宣言及び講和には、国会議員の3分の2の票を要する。」

第6条

基本法第8条第3項h)号を次のように改める。

「(次に掲げる事項については、国民投票を実施してはならない。)

h) 戦争状態の宣言、講和、戦争事態の布告及び解除並びに緊急事態の布告、延長及び解除」

第7条

基本法第38条に第6項を次のように加える。

- 「(6) 公的任務を遂行し、公益のために資産を管理する財団の設立、運営、解散及びその公的任務の遂行については、枢要法で定める。」

第8条

基本法第39条に第3項を次のように加える。

- 「(3) 公金は、国の収入、支出及び金銭債権である。」

(3) 「枢要法 (sarkalatos törvény)」とは、出席議員の3分の2の賛成で採択される法律であり (T)条第4項)、国籍、国旗・国章、個人情報保護のための独立機関、宗教共同体など基本法により定められた重要事項を規律する。

第9条

基本法第45条第2項及び第3項を次のように改める。

「(2) ハンガリー国防軍を指揮する権限を有するものは、国際条約が別に定めない限り、基本法及び枢要法で定める枠内で、国会、共和国大統領、政府並びに任務及び権限を有する大臣とする。

(3) 政府は、ハンガリー国防軍の運営を指揮する。」

第10条

基本法第47条第3項を次のように改める。

「(3) 政府は、欧州連合若しくは北大西洋条約機構又は国会が法律により確認した国際的な防衛及び安全のための協力組織の決定に基づくハンガリー国防軍及び外国の軍隊の第2項の規定に基づく展開及びその他の部隊の移動について決定する。」

第11条

基本法の「特別法秩序」の部分の次のように改める。

「特別法秩序

第48条

特別法秩序とは、戦争事態、緊急事態及び危険状態をいう。

戦争事態**第49条**

(1) 国会は、次のいずれかの場合には、戦争事態を布告することができる。

- a) 戦争状態の宣言又は戦争の危険の場合
- b) 外部からの武装攻撃、これと同等の効果を有する行為及びこれらの直接的な危険の場合
- c) 集団防衛を目的とする条約上の義務を履行する場合

(2) 戦争事態の布告には、国会議員の3分の2の票を要する。

(3) 戦争事態の期間において、政府は、国会により付与された権限を行使するとともに、ハンガリー国防軍の外国又はハンガリーにおける展開、平和維持活動への参加、外国の戦闘地域で実施される人道的な活動及び外国における駐留並びに外国の軍隊のハンガリーにおける展開又はハンガリー領土からの撤収及びハンガリーにおける駐留について決定する。

緊急事態**第50条**

(1) 国会は、次のいずれかの場合には、緊急事態を布告することができる。

- a) 憲法秩序の破壊若しくは転覆又は権力の排他的な獲得を目指す行為の場合
- b) 生命及び財産の安全を甚だしく危険にさらす重大かつ違法な行為の場合

(2) 緊急事態の布告には、国会議員の3分の2の票を要する。

- (3) 緊急事態は、30日の期間で布告することができる。緊急事態の布告の原因となった状況が依然として継続している場合には、国会は、国会議員の3分の2の票により緊急事態を30日間延長することができる。

危険状態

第51条

- (1) 政府は、生命及び財産の安全を危険にさらす重大な事件の場合、特に自然災害又は産業災害の場合に、かつ、その帰結を防止するために、危険状態を布告することができる。
- (2) 危険状態は、30日の期間で布告することができる。
- (3) 危険状態の布告の原因となった状況が依然として継続している場合には、政府は、国会の授権に基づき危険状態を延長することができる。
- (4) 第3項に規定する授権について、国会は、出席議員の3分の2の票により決定する。

特別法秩序に関する共通規則

第52条

- (1) 特別法秩序において、基本法の適用は停止してはならない。
- (2) 特別法秩序においては、基本的な権利（第Ⅱ条及び第Ⅲ条並びに第XXⅧ条第2項から第6項までに規定する基本的な権利⁽⁴⁾を除く。）の行使を停止し、又は第Ⅰ条第3項に規定する程度⁽⁵⁾を超えて制限することができる。
- (3) 政府は、特別法秩序の期間において、国会の継続的な運営を保障する全ての措置をとらなければならない。
- (4) 特別法秩序の期間において、憲法裁判所の運営を制限することはできない。政府は、特別法秩序において、憲法裁判所の継続的な運営を保障する全ての措置をとらなければならない。
- (5) 特別法秩序において適用されるべき詳細な規則については、枢要法で定める。

第53条

- (1) 政府は、特別法秩序において、枢要法の定めるところに従い、一定の法律の適用を停止し、法律の規定から逸脱し、及びその他の例外的な措置をとることができる命令を制定することができる。
- (2) 政府は、特別法秩序の期間において特別法秩序に関する法規に従って制定した命令について、共和国大統領、国会議長並びに主題分野に従い任務及び権限を有する国会の常任委員会に継続的に通知する。
- (3) 国会は、政府により特別法秩序の期間において特別法秩序に関する法規に従って制定

(4) 生命及び人間の尊厳に対する権利（第Ⅱ条）、拷問・非人間的な取扱いの禁止等（第Ⅲ条）、無罪の推定、防衛権、遡及処罰の禁止、一事不再理等（第XXⅧ条第2～6項）。

(5) 第Ⅰ条第3項の規定は次のとおりである。「基本的な権利及び義務に関連する規則については、法律で定める。基本的な権利は、他の基本的な権利の実現又は何らかの憲法的価値の保護のため、絶対的に必要とされる範囲内で、達成しようとする目標に比例し、[かつ、] 基本的な権利の本質的な内容を尊重して、制限することができる。」

された命令を廃止することができる。政府は、状況の重要な変化がその根拠となる場合を除き、廃止された当該命令を同一の内容で再び制定することができない。政府は、このように〔＝状況の重要な変化を根拠として再び〕制定した命令及び制定の根拠について、速やかに、共和国大統領、国会議長及び主題分野に従い任務及び権限を有する国会の常任委員会に通知する。

- (4) 特別法秩序の布告の権限を有する機関は、当該布告の要件がもはや存在しなくなった場合には、特別法秩序を終了させる。
- (5) 政府により特別法秩序の期間において特別法秩序に関する法規に従って制定された命令は、特別法秩序の終了とともにその効力を失う。

戦争事態及び緊急事態に関する共通規則

第54条

- (1) 政府による戦争事態又は緊急事態の布告の提案の後、政府は、枢要法の定めるところに従い、当該布告の原因となった状況への即時の対処に必要とされる範囲内で、一定の法律の適用を停止し、法律の規定から逸脱し、及びその他の例外的な措置をとることができる命令を制定することができる。
- (2) 政府は、第1項に規定する命令について、共和国大統領、国会議長並びに主題分野に従い任務及び権限を有する国会の常任委員会に継続的に通知する。
- (3) 第1項に規定する命令は、戦争事態又は緊急事態の布告に関する決定の時まで、ただし、最長でも政府による布告の提案から起算して60日後まで、戦争事態及び緊急事態が布告された場合にあっては、最長でも戦争事態又は緊急事態の終了時まで効力を有する。
- (4) 戦争事態又は緊急事態が布告されなかった場合には、国会は、第1項に規定する命令によりとられた措置に関連する規則の経過措置について法律を制定する。
- (5) 政府は、戦争事態又は緊急事態の布告を提案した後、国会の継続的な運営を保障する全ての措置をとらなければならない。
- (6) 国会は、第1項に規定する命令を廃止することができる。政府は、状況の重要な変化がその根拠となる場合を除き、廃止された当該命令を同一の内容で再び制定することができない。政府は、このように〔＝状況の重要な変化を根拠として再び〕制定した命令及び制定の根拠について、速やかに、共和国大統領、国会議長及び主題分野に従い任務及び権限を有する国会の常任委員会に通知する。
- (7) 政府による戦争事態又は緊急事態の布告の提案の後、憲法裁判所の運営を制限することはできない。政府は、戦争事態又は緊急事態の布告の提案の後、憲法裁判所の継続的な運営を保障する全ての措置をとらなければならない。
- (8) 政府による戦争事態又は緊急事態の布告の提案の後に適用されるべき詳細な規則については、枢要法で定める。

第55条

- (1) 戦争事態又は緊急事態の期間において、国会は、その解散を宣言してはならず、解散されることもない。国会議員の一般選挙は、戦争事態及び緊急事態の期間において、〔期日を〕設定し、及び実施してはならず、この場合には、戦争事態又は緊急事態の終了から

起算して 90 日以内に新しい国会が選挙されなければならない。国会議員の一般選挙が既に行われたが、新しい国会がいまだ形成されていない場合には、共和国大統領は、開会の会議を、戦争事態又は緊急事態の終了から起算して 30 日以内に招集する

- (2) 共和国大統領は、自主解散し、又は〔共和国大統領によって〕解散された国会を、戦争事態又は緊急事態の期間において招集することができる。

国会及び共和国大統領に関する特定の特別法秩序の規則

第 56 条

- (1) 国会が〔戦争事態又は緊急事態の布告等の〕決定を行うことに障害がある場合には、共和国大統領は、戦争事態を布告し、緊急事態を布告し、及び延長し、並びに政府に対し危険状態の延長を授権する権限を有する。
- (2) 国会が集会しておらず、かつ、時間の短さ及び特別法秩序の布告の原因となった状況のために、その招集に避け難い障害がある場合には、国会議長、憲法裁判所長官及び首相は、国会の障害の事実について、全員一致により決定する。
- (3) 国会は、その障害が終了した後の最初の会議において、その障害が存在しない場合に適用されるべき規則に従い、第 1 項に規定する共和国大統領の決定の正当性及び合法性について決定し、並びに特別法秩序において適用された例外的な措置を審査する。』

第 12 条

- (1) この基本法の改正は、第 2 項に規定する例外を除き、その公布の翌日に施行される。
- (2) 第 2 条、第 4 条から第 6 条まで、第 9 条及び第 11 条の規定は、2023 年 7 月 1 日に施行される。
- (3) 国会は、基本法第 1 条第 2 項 a) 号及び S) 条第 2 項⁽⁶⁾の規定に基づき、この基本法の改正を可決する。
- (4) この基本法の改正の施行後、速やかに、統一的な構造を有する基本法の法文を官報において公示しなければならない⁽⁷⁾。

(やまおか のりお)

(6) 「基本法の可決又は改正には、国会議員の 3 分の 2 の票を要する」とする規定。

(7) 逐語訳では分かりにくいだが、基本法の改正施行後、速やかに、この改正を反映させた基本法の全文を公布しなければならないということ。2020 年 12 月 28 日付けの官報で、第 12 条第 2 項で後日の施行と定められた規定以外の改正が反映された全文が公布されている。

ハンガリー基本法の第 10 次改正

Magyarország Alaptörvényének tizedik módosítása (2022. május 24.)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 山岡 規雄訳

【目次】

- 第 1 条 [基本法第 53 条の改正]
- 第 2 条 [基本法第 9 次改正第 12 条の改正]
- 第 3 条 [基本法第 9 次改正第 11 条の改正]
- 第 4 条 [施行日等の末尾規定]

国会は、憲法制定権力として、基本法第 1 条第 2 項 a) に規定する権限⁽¹⁾を行使し、基本法を次のとおり改正する。

第 1 条

基本法第 53 条第 1 項中、「政府は、生命及び財産の安全を危険にさらす自然災害」という文言を「政府は、隣国において生じている武力紛争、戦争状態若しくは人道的な災難又は生命及び財産の安全を危険にさらす自然災害」という文言に改める。

第 2 条

ハンガリー基本法の第 9 次改正第 12 条第 2 項を次のように改める。

「(2) 第 2 条、第 4 条から第 6 条まで、第 9 条及び第 11 条の規定は、2022 年 11 月 1 日に施行される。」

第 3 条

ハンガリー基本法の第 9 次改正第 11 条のうち、基本法第 51 条第 1 項の規定を定める規定は、「政府は、生命及び財産の安全を危険にさらす重大な事件の場合」という文言を、「政府は、隣国において生じている武力紛争、戦争状態若しくは人道的な災難又は生命及び財産の安全を危険にさらす重大な事件の場合」という文言に代えて施行する。

第 4 条

- (1) この基本法の改正は、第 2 項に規定する例外を除き、その公布の翌日に施行される。
- (2) 第 3 条の規定は、2022 年 11 月 1 日に施行される。
- (3) 国会は、基本法第 1 条第 2 項 a) 号及び S) 条第 2 項⁽²⁾の規定に基づき、この基本法の改正を可決する。

* この翻訳は、Magyarország Alaptörvényének tizedik módosítása (2022. május 24.), *Magyar Közlöny*, 2022. évi 84. szám, 2022.5.24, 3388.o. <<https://magyarkozlony.hu/dokumentumok/a318be33ad4d81dcde0cb105e5112ceebea2d4773/megtekintes>> を訳出したものである。脚注は、全て訳者による注である。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022 年 8 月 10 日である。

(1) ハンガリー基本法を制定し、及び改正する国会の権限。
(2) 「基本法の可決又は改正には、国会議員の 3 分の 2 の票を要する」とする規定。

(4) この基本法の改正の施行後、速やかに、統一的な構造を有する基本法の法文を官報において公示しなければならない⁽³⁾。

(やまおか のりお)

(3) 逐語訳では分かりにくいですが、基本法の改正施行後、速やかに、この改正を反映させた基本法の全文を公布しなければならないということ。2022年5月27日付けの官報で、第4条第2項で後日の施行と定められた規定以外の改正が反映された全文が公布されている。

ハンガリー基本法の第9次改正前の法文と第10次改正後の法文の対照

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 山岡 規雄訳

(改正前)

(改正後)

L) 条

- (1) ハンガリーは、男性と女性の間の自発的決定に基づいて生ずる生活共同体としての婚姻の制度及び民族⁽¹⁾の生存の基礎としての家族を保護する。家族関係の基礎は、婚姻又は親子関係である。
- (2) ハンガリーは、子をもうけることを支援する。
- (3) 家族の保護については、枢要法⁽²⁾で規律する。

T) 条

- (1) 一般的な拘束力を有する行動規則は、基本法及び基本法に定められ、立法権を保有する機関により制定され、[かつ、]官報において公布された法規で定めることができる。枢要法は、自治体の命令及び特別法秩序において制定された法規の公布について、特別の規則を定めることもできる
- (2) 法規は、法律、政府の命令、首相の命令、

L) 条

- (1) ハンガリーは、1人の男性と1人の女性の間の自発的決定に基づいて生ずる生活共同体としての婚姻の制度及び民族の生存の基礎としての家族を保護する。家族関係の基礎は、婚姻又は親子関係である。母親は女性であり、父親は男性である。
- (2) ハンガリーは、子をもうけることを支援する。
- (3) 家族の保護については、枢要法で規律する。

T) 条

- (1) 一般的な拘束力を有する行動規則は、基本法及び基本法に定められ、立法権を保有する機関により制定され、[かつ、]官報において公布された法規で定めることができる。枢要法は、自治体の命令並びに政府による戦争事態又は緊急事態の布告の提案の後に制定された法規及び特別法秩序において制定された法規の公布について、特別の規則を定めることもできる。
- (2) 法規は、法律、政府の命令、首相の命令、

* 改正後の条文の翻訳は、前ページまでの翻訳を再掲したものであり、第9次改正より前の条文については、Magyarország Alaptörvénye (2011. április 25.), *Magyar Közlöny*, 2019. évi 202. szám, 2019.12.14, 8800-8830.o. <<https://magyarkozlony.hu/dokumentumok/f69df0c65993c56b747184bd5fa4bd202342ef88/megtekintes>> を出典として翻訳した。[] 内は訳者による補記である。脚注は、全て訳者による注である。「特別法秩序」に関する改正については、条単位の改正ではないため、ここでは掲載していない。また、第11次改正で改正の対象となった条項も掲載していない。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年8月10日である。

- (1) 原語では「nemzet」である。この言葉は「国民」と訳すこともできるが、基本法の前文に当たる「民族の信条」で、「我々 (=ハンガリー民族 (magyar nemzet))」と「諸民族 (nemzetiségek) = (「同一の政治的共同体」において共存する少数民族)」とを区別しているため、「民族」と訳すこととした。
- (2) 「枢要法 (sarkalatos törvény)」とは、出席議員の3分の2の賛成で採択される法律であり (T) 条第4項)、国籍、国旗・国章、個人情報保護のための独立機関、宗教共同体など基本法により定められた重要事項を規律する。

大臣の命令、ハンガリー国立銀行総裁の命令、独立規制機関の長の命令及び自治体の命令である。さらに、国防評議会が例外事態において発する命令及び共和国大統領が緊急事態において発する命令も法規とする。

- (3) 法規は、基本法に反してはならない。
- (4) 枢要法は、その可決及び改正に、出席議員の3分の2の票を要する法律である。

第XVI条

- (1) 全ての子供は、適切な身体的、精神的及び道徳的な発育に必要な保護及び世話に対する権利を有する。

- (2) 親は、その子に施す養育を選択する権利を有する。
- (3) 親は、未成年の子の世話をする義務を負う。この義務は、その子に教育を受けさせることを含む。
- (4) 成人の子は、援助を必要とするその親の世話をする義務を負う。

第XXXI条

- (1) 全てのハンガリー国民は、祖国を防衛する義務を負う。
- (2) ハンガリーは、志願制の予備役による国防制度を維持する。
- (3) 例外事態の場合又は予防的防衛状態において国会が決定した場合には、ハンガリーに居住している成人のハンガリー国民である男性は、兵役を遂行する。武器を用いた役務の遂行が兵役義務者の良心の信条と両立することができない場合には、その者は、武器を用いない役務を遂行する。兵役の遂行の形式及び詳細な規則については、枢要法で定める。
- (4) ハンガリーに居住している成人のハン

大臣の命令、ハンガリー国立銀行総裁の命令、独立規制機関の長の命令及び自治体の命令である。[削除]

- (3) 法規は、基本法に反してはならない。
- (4) 枢要法は、その可決及び改正に、出席議員の3分の2の票を要する法律である。

第XVI条

- (1) 全ての子供は、適切な身体的、精神的及び道徳的な発育に必要な保護及び世話に対する権利を有する。ハンガリーは、出生時の性別に対応するアイデンティティーに対する子供の権利を保護し、並びに我が国の憲法的なアイデンティティー及びキリスト教の文化に基づく価値の体系に従う養育を保護する。

- (2) 親は、その子に施す養育を選択する権利を有する。
- (3) 親は、未成年の子の世話をする義務を負う。この義務は、その子に教育を受けさせることを含む。
- (4) 成人の子は、援助を必要とするその親の世話をする義務を負う。

第XXXI条

- (1) 全てのハンガリー国民は、祖国を防衛する義務を負う。
- (2) ハンガリーは、志願制の予備役による国防制度を維持する。
- (3) 戦争事態の場合には、ハンガリーに居住している成人のハンガリー国民である男性は、兵役を遂行する。武器を用いた役務の遂行が兵役義務者の良心の信条と両立することができない場合には、その者は、武器を用いない役務を遂行する。兵役の遂行の形式及び詳細な規則については、枢要法で定める。
- (4) ハンガリーに居住している成人のハン

ガリー国民に対し、例外事態の期間において、枢要法の定めるところに従い、国防の労働の義務を命ずることができる。

- (5) ハンガリーに居住している成人のハンガリー国民に対し、国防及び防災の任務を課するために、枢要法の定めるところに従い、市民の防衛の義務を命ずることができる。
- (6) 国防及び防災の任務を課するために、枢要法の定めるところに従い、何人に対しても、財産及び物品の提供の履行を義務付けることができる。

第1条

- (1) ハンガリーの最高の人民代表の機関は、国会である。
- (2) 国会は、次に掲げることを行う。
- a) ハンガリー基本法を制定し、及び改正すること。
 - b) 法律を制定すること。
 - c) 中央の予算を可決し、及びその執行を承認すること。
 - d) その任務及び権限に属する国際条約の拘束力を承認することに対し委任を与えること。
 - e) 共和国大統領、憲法裁判所の裁判官及び長官、最高裁判所長官、全国裁判所庁長官、検事総長、基本権擁護官及びその代理並びに会計検査院長官を選挙すること。
 - f) 首相を選挙し、及び政府に関する信任の問題について決定すること。
 - g) 基本法に違反して行動する代議機関を解散すること。
 - h) 戦争事態の宣言及び講和について決定すること。

ガリー国民に対し、戦争事態の期間において、枢要法の定めるところに従い、国防の労働の義務を命ずることができる。

- (5) ハンガリーに居住している成人のハンガリー国民に対し、国防及び防災の任務を課するために、枢要法の定めるところに従い、市民の防衛の義務を命ずることができる。
- (6) 国防及び防災の任務を課するために、枢要法の定めるところに従い、何人に対しても、財産及び物品の提供の履行を義務付けることができる。

第1条

- (1) ハンガリーの最高の人民代表の機関は、国会である。
- (2) 国会は、次に掲げることを行う。
- a) ハンガリー基本法を制定し、及び改正すること。
 - b) 法律を制定すること。
 - c) 中央の予算を可決し、及びその執行を承認すること。
 - d) その任務及び権限に属する国際条約の拘束力を承認することに対し委任を与えること。
 - e) 共和国大統領、憲法裁判所の裁判官及び長官、最高裁判所長官、全国裁判所庁長官、検事総長、基本権擁護官及びその代理並びに会計検査院長官を選挙すること。
 - f) 首相を選挙し、及び政府に関する信任の問題について決定すること。
 - g) 基本法に違反して行動する代議機関を解散すること。
 - h) 戦争状態⁽³⁾の宣言及び講和について決定すること。

(3) 「戦争事態 (hadiállapot kinyilvánítása)」が、「戦争状態 (háborús helyzet)」に改正されているが、これは、単なる表現の修正であり、意味の変更はないとされる。T/13647, 10.o. <https://www.parlament.hu/irom41/13647/13647.pdf?fbclid=IwAR32w_l4oWR6Vp4FpTTJapkfLy_I_xl-qzMOaftG_XiDk9KcAGt58rSdkLc> 「戦争事態／状態の宣言」とは、国際法にいう宣戦布告、開戦宣言を意味する。Trócsányi László és Schanda Balázs, *Bevezetés az alkotmányjogba: az Alaptörvény és Magyarország alkotmányos intézményei*, Budapest: A HVG-ORAC Lap- és Könyvkiadó Kft., 2012, 437.o.

- i) 特別法秩序に関する決定及び軍事作戦への参加に関する決定を行うこと。
- j) 一般恩赦を実施すること。
- k) 基本法及び法律で定めるその他の任務及び権限を実施すること。

第8条

- (1) 少なくとも20万人の選挙人である市民の提案に基づき、国会は、国民投票を命ずる。共和国大統領、政府又は10万人の選挙人である市民の提案に基づき、国会は、国民投票を命ずることができる。有効かつ確定した国民投票において行われた決定は、国会を拘束する。
- (2) 国民投票は、国会の任務及び権限に属する問題を主題とすることができる。
- (3) 次に掲げる事項については、国民投票を実施してはならない。
 - a) 基本法の改正を目的とする問題
 - b) 中央の予算、中央の予算の執行、中央の税の種類、手数料、保険料、関税及び地方税に中央が課する条件に関する法律の内容
 - c) 国会議員、地方自治体の議員及び首長並びに欧州議会議員の選挙に関する法律の内容
 - d) 国際条約から生ずる義務
 - e) 国会の権限に属する個人及び団体設立の問題
 - f) 国会の解散
 - g) 代議機関の解散
 - h) 戦争事態の宣言、例外事態及び緊急事態の布告並びに予防的防衛状態の布告及び延長
 - i) 軍事作戦への参加に関する問題
 - j) 一般恩赦の実施
- (4) 国民投票は、全ての選挙人である市民の過半数が有効に投票した場合に有効となり、有効に投票した選挙人である市民の過

- i) 特別法秩序に関する決定及び軍事作戦への参加に関する決定を行うこと。
- j) 一般恩赦を実施すること。
- k) 基本法及び法律で定めるその他の任務及び権限を実施すること。

(3) 戦争状態の宣言及び講和には、国会議員の3分の2の票を要する。

第8条

- (1) 少なくとも20万人の選挙人である市民の提案に基づき、国会は、国民投票を命ずる。共和国大統領、政府又は10万人の選挙人である市民の提案に基づき、国会は、国民投票を命ずることができる。有効かつ確定した国民投票において行われた決定は、国会を拘束する。
- (2) 国民投票は、国会の任務及び権限に属する問題を主題とすることができる。
- (3) 次に掲げる事項については、国民投票を実施してはならない。
 - a) 基本法の改正を目的とする問題
 - b) 中央の予算、中央の予算の執行、中央の税の種類、手数料、保険料、関税及び地方税に中央が課する条件に関する法律の内容
 - c) 国会議員、地方自治体の議員及び首長並びに欧州議会議員の選挙に関する法律の内容
 - d) 国際条約から生ずる義務
 - e) 国会の権限に属する個人及び団体設立の問題
 - f) 国会の解散
 - g) 代議機関の解散
 - h) 戦争状態の宣言、講和、戦争事態の布告及び解除並びに緊急事態の布告、延長及び解除
 - i) 軍事作戦への参加に関する問題
 - j) 一般恩赦の実施
- (4) 国民投票は、全ての選挙人である市民の過半数が有効に投票した場合に有効となり、有効に投票した選挙人である市民の過

半数が設定された質問に同一の選択を行った場合に確定する。

第38条

- (1) 国及び地方自治体の財産は、国民の資産である。国民の資産の管理及び保護の目的は、公益への奉仕、共同の需要の充足及び天然資源の保存並びに将来の世代の需要の考慮である。国民の資産の保全及び保護並びに国民の資産の責任ある運営の要件については、枢要法で定める。
- (2) 国の排他的な財産及び排他的な経済活動の範囲並びに国民経済の観点から特に重要な国民の資産の譲渡の制限及び条件については、第1項に規定する目的を考慮して、枢要法で定める。
- (3) 国民の資産は、法律で定める例外を除き、価値に対する比例という要請を考慮に入れて、法律で定める目的に限り譲渡することができる。
- (4) 国民の資産の譲渡又は使用に関する契約は、その所有構造、機構及び譲渡され、又は使用に供される国民の資産の管理に関する活動が透明である団体のみを相手として締結することができる。
- (5) 国及び地方自治体が所有する経営団体は、法律で定める方法で、独立して、かつ、責任をもって、合法性、合目的性及び効率性の要求に従い、運営する。

第39条

- (1) 中央の予算からの援助又は契約に基づく支払は、その所有構造、機構及び援助の利用を目的とする活動が透明である団体に対してのみ行うことができる。
- (2) 公金で運営される全ての団体は、公金に関する管理について公的に説明する義務を負う。公金及び国民の資産は、透明性及

半数が設定された質問に同一の選択を行った場合に確定する。

第38条

- (1) 国及び地方自治体の財産は、国民の資産である。国民の資産の管理及び保護の目的は、公益への奉仕、共同の需要の充足及び天然資源の保存並びに将来の世代の需要の考慮である。国民の資産の保全及び保護並びに国民の資産の責任ある運営の要件については、枢要法で定める。
- (2) 国の排他的な財産及び排他的な経済活動の範囲並びに国民経済の観点から特に重要な国民の資産の譲渡の制限及び条件については、第1項に規定する目的を考慮して、枢要法で定める。
- (3) 国民の資産は、法律で定める例外を除き、価値に対する比例という要請を考慮に入れて、法律で定める目的に限り譲渡することができる。
- (4) 国民の資産の譲渡又は使用に関する契約は、その所有構造、機構及び譲渡され、又は使用に供される国民の資産の管理に関する活動が透明である団体のみを相手として締結することができる。
- (5) 国及び地方自治体が所有する経営団体は、法律で定める方法で、独立して、かつ、責任をもって、合法性、合目的性及び効率性の要求に従い、運営する。

(6) 公的任務を遂行し、公益のために資産を管理する財団の設立、運営、解散及びその公的任務の遂行については、枢要法で定める。

第39条

- (1) 中央の予算からの援助又は契約に基づく支払は、その所有構造、機構及び援助の利用を目的とする活動が透明である団体に対してのみ行うことができる。
- (2) 公金で運営される全ての団体は、公金に関する管理について公的に説明する義務を負う。公金及び国民の資産は、透明性及

び公的生活の廉潔性の原則に従い、取り扱われなければならない。公金及び国民の資産に関するデータは、公益を有するデータである。

第45条

- (1) ハンガリーの軍隊は、ハンガリー国防軍である。ハンガリー国防軍の基本的な任務は、ハンガリーの独立、領土の保全及び国境の軍事的な防衛、国際条約に由来する共同防衛及び平和維持の任務の遂行並びに国際法の規則に合致した人道的な活動の実施である。
- (2) ハンガリー国防軍を指揮する権限を有するものは、国際条約が別に定めない限り、基本法及び枢要法で定める枠内で、国会、共和国大統領、国防評議会、政府並びに任務及び権限を有する大臣とする。政府は、ハンガリー国防軍の運営を指揮する。
- (3) ハンガリー国防軍は、大災害の予防並びに大災害後の救助及び処理に参加する。
- (4) ハンガリー国防軍の現役の職業的な構成員は、政党の構成員となつてはならず、また、政治的な活動をしてはならない。
- (5) ハンガリー国防軍の組織、任務、指揮及び指導並びに運営に関する詳細な規則については、枢要法で定める。

第47条

- (1) 政府は、ハンガリー国防軍及び外国の軍隊の国境を越える部隊の移動について決定する。
- (2) 第3項の場合を除き、国会は、出席議員の3分の2の票により、ハンガリー国防軍の外国又はハンガリーにおける展開及び外国における駐留並びに外国の軍隊のハンガリーにおける展開又はハンガリー領土からの撤収及びハンガリーにおける駐留について決定する。
- (3) 政府は、欧州連合又は北大西洋条約機

び公的生活の廉潔性の原則に従い、取り扱われなければならない。公金及び国民の資産に関するデータは、公益を有するデータである。

- (3) 公金は、国の収入、支出及び金銭債権である。

第45条

- (1) ハンガリーの軍隊は、ハンガリー国防軍である。ハンガリー国防軍の基本的な任務は、ハンガリーの独立、領土の保全及び国境の軍事的な防衛、国際条約に由来する共同防衛及び平和維持の任務の遂行並びに国際法の規則に合致した人道的な活動の実施である。
- (2) ハンガリー国防軍を指揮する権限を有するものは、国際条約が別に定めない限り、基本法及び枢要法で定める枠内で、国会、共和国大統領、[削除] 政府並びに任務及び権限を有する大臣とする。[削除]
- (3) 政府は、ハンガリー国防軍の運営を指揮する。
- (4) ハンガリー国防軍の現役の職業的な構成員は、政党の構成員となつてはならず、また、政治的な活動をしてはならない。
- (5) ハンガリー国防軍の組織、任務、指揮及び指導並びに運営に関する詳細な規則については、枢要法で定める。

第47条

- (1) 政府は、ハンガリー国防軍及び外国の軍隊の国境を越える部隊の移動について決定する。
- (2) 第3項の場合を除き、国会は、出席議員の3分の2の票により、ハンガリー国防軍の外国又はハンガリーにおける展開及び外国における駐留並びに外国の軍隊のハンガリーにおける展開又はハンガリー領土からの撤収及びハンガリーにおける駐留について決定する。
- (3) 政府は、欧州連合若しくは北大西洋条

構の決定に基づくハンガリー国防軍及び外国の軍隊の第2項の規定に基づく展開及びその他の部隊の移動について決定する。

- (4) 政府は、第3項に基づいて行われた決定並びにハンガリー国防軍の平和維持活動への参加又は外国の戦闘地域で実施される人道的な活動の許可の主題について行われた決定について、共和国大統領に通知すると同時に速やかに国会に報告する。

約機構又は国会が法律により確認した国際的な防衛及び安全のための協力組織の決定に基づくハンガリー国防軍及び外国の軍隊の第2項の規定に基づく展開及びその他の部隊の移動について決定する。

- (4) 政府は、第3項に基づいて行われた決定並びにハンガリー国防軍の平和維持活動への参加又は外国の戦闘地域で実施される人道的な活動の許可の主題について行われた決定について、共和国大統領に通知すると同時に速やかに国会に報告する。

(やまおか のりお)

ハンガリー基本法の第9次改正施行前の「特別法秩序」の条文

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 山岡 規雄訳

例外事態及び緊急事態に関する共通規則

第48条

- (1) 国会は、次に掲げることを行う。
 - a) 戦争事態の宣言又は外国勢力による武装攻撃の直接的な危険（戦争の危険）の場合において、例外事態を布告し、及び国防評議会を設置すること。
 - b) 合法的な秩序の破壊又は権力の排他的な獲得を目指す武装行為並びに武装して、又は武器を持って行われた生命及び財産の安全を甚だしく危険にさらす重大な暴力行為の場合において、緊急事態を布告すること。
- (2) 戦争事態の宣言、講和及び第1項に規定する特別法秩序の布告には、国会議員の3分の2の票を要する。
- (3) 国会が戦争事態の宣言、例外事態の布告、国防評議会の設置及び緊急事態の布告の決定を行うことに障害がある場合には、共和国大統領は、これらのことを行う権限を有する。
- (4) 国会が集会しておらず、かつ、時間の短さ及び戦争事態、例外事態又は緊急事態をもたらした事件のために、その招集に避け難い障害がある場合には、国会は、これらの〔=前項の〕決定を行うことに障害がある〔とみなす〕。
- (5) 〔第3項に規定する〕障害の事実及び戦争事態の宣言、例外事態又は緊急事態の布告の正当性については、国会議長、憲法裁判所長官及び首相が全員一致により決定する。
- (6) 国会は、戦争事態の宣言〔又は〕例外事態若しくは緊急事態の布告の正当性を、〔第3項に規定する〕障害が終了した後の最初の会議において審査し、適用された措置の合法性について決定する。この決定には、国会議員の3分の2の票を要する。
- (7) 例外事態又は緊急事態の期間において、国会は、その解散を宣言してはならず、解散されることもない。国会議員の一般選挙は、例外事態及び緊急事態の間は、〔期日を〕設定し、及び実施してはならず、この場合には、例外事態又は緊急事態の終了から起算して90日以内に新しい国会が選挙されなければならない。国会議員の一般選挙が既に行われたが、新しい国会がいまだ形成されていない場合には、共和国大統領は、開会の会議を、例外事態又は緊急事態の終了から起算して30日以内に招集する。
- (8) 自主解散し、又は〔共和国大統領によって〕解散された国会を、例外事態の間において

* 前ページまで、第9次改正前の法文と第10次改正後の法文を対照させたが、「特別法秩序」に関する改正については、条単位の改正ではないため、改正前後の法文を左右に対照させても、改正点が明確にならない。したがって、「特別法秩序」については、改正前の法文の翻訳を掲載し、続いて、事項ごとの改正の要点をまとめた表を掲載することとする。翻訳の出典は、*Magyar Közlöny*, 2019. évi 202. szám, 2019.12.14, 8800-8830.o. <<https://magyarkozlony.hu/dokumentumok/f69df0c65993c56b747184bd5fa4bd202342ef88/megtekintes>> である。〔 〕内は訳者による補記である。原文にあるダッシュを省いた部分又は（ ）に置き換えた部分がある。脚注は、全て訳者による注である。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年8月10日である。

は国防評議会が、緊急事態の間にあつては共和国大統領が招集することもできる。

例外事態

第 49 条

- (1) 国防評議会の議長は、共和国大統領であり、その構成員は、国会議長、国会の会派の長、首相、大臣及び議論の権利〔のみ〕を有する参謀本部議長⁽¹⁾である。
- (2) 国防評議会は、次に掲げる権限を行使する。
 - a) 国会により同評議会に委任された権限
 - b) 共和国大統領の権限
 - c) 政府の権限
- (3) 国防評議会は、次に掲げる事項について決定する。
 - a) ハンガリー国防軍の外国又はハンガリーにおける展開、平和維持活動への参加、外国の戦闘地域で実施される人道的な活動及び外国における駐留
 - b) 外国の軍隊のハンガリーにおける展開又はハンガリー領土からの撤収及びハンガリーにおける駐留
 - c) 枢要法⁽²⁾で定める例外的な措置の導入
- (4) 国防評議会は、枢要法の定めるところに従い、一定の法律の適用を停止し、法律の規定から逸脱し、及びその他の例外的な措置をとることができる命令を制定することができる。
- (5) 国防評議会の命令は、国会がその効力を延長した場合を除き、例外事態の終了とともにその効力を失う。

緊急事態

第 50 条

- (1) 緊急事態の期間において、ハンガリー国防軍は、警察及び国の治安部門の展開では十分でない場合に、使用することができる。
- (2) 緊急事態の期間において、国会に障害がある場合には、共和国大統領が第 1 項に規定するハンガリー国防軍の使用について決定する。
- (3) 緊急事態の期間において、共和国大統領は、枢要法で定める例外的な措置を命令により導入する。共和国大統領は、その命令により、枢要法の定めるところに従い、一定の法律の適用を停止し、法律の規定から逸脱し、及びその他の例外的な措置をとることができる。
- (4) 共和国大統領は、導入された例外的な措置について、速やかに国会議長に通知する。緊急事態の期間において、国会（国会に障害がある場合には、防衛問題を所管する国会の委員会）は、継続的に集会する。国会（国会に障害がある場合には、防衛問題を所管する国会の委員会）は、共和国大統領により導入された例外的な措置の適用を停止することができる。

(1) 参謀本部議長は、表決権を有しない。Trócsányi László és Schanda Balázs, *Bevezetés az alkotmányjogba: az Alaptörvény és Magyarország alkotmányos intézményei*, Budapest: A HVG-ORAC Lap- és Könyvkiadó Kft., 2012, 439.o.

(2) 「枢要法（sarkalatos törvény）」とは、出席議員の 3 分の 2 の賛成で採択される法律であり（T 条第 4 項）、国籍、国旗・国章、個人情報保護のための独立機関、宗教共同体など基本法により定められた重要事項を規律する。

- (5) 命令により導入された例外的な措置は、国会（国会に障害がある場合には、防衛問題を所管する国会の委員会）がその効力を延長した場合を除き、30日間効力を有する。
- (6) 共和国大統領の命令は、緊急事態の終了とともにその効力を失う。

予備的防衛状態

第51条

- (1) 国会は、国外からの武力攻撃の危険の場合又は同盟の義務の履行のため、一定の期間、予備的防衛状態を布告し、これと同時に政府に対し、枢要法で定める例外的な措置を導入する権限を付与する。予備的防衛状態の期間は、延長することができる。
- (2) 第1項に規定する特別法秩序の布告〔及び〕その延長には、出席議員の3分の2の票を要する。
- (3) 政府は、予備的防衛状態の布告の提案の後、行政、ハンガリー国防軍及び秩序防衛機関⁽³⁾の運営に関する法律から逸脱する措置を命令で導入することができ、当該措置について、共和国大統領並びに主題分野に従い任務及び権限を有する国会の常任委員会に継続的に通知する。このようにして導入された措置は、予備的防衛状態の布告に関する国会の決定まで、ただし、最長でも60日間、効力を有する。
- (4) 政府は、予備的防衛状態の期間において、枢要法の定めるところに従い、一定の法律の適用を停止し、法律の規定から逸脱し、及びその他の例外的な措置をとることができる命令を制定することができる。
- (5) 政府の命令は、予備的防衛状態の終了とともにその効力を失う。

テロ危険状態

第51/A条

- (1) 国会は、政府の提案に基づき、テロ攻撃の重大かつ直接的な危険又はテロ攻撃の際に、一定の期間、テロ危険状態を布告し、これと同時に政府に対し、枢要法で定める例外的な措置を導入する権限を付与する。テロ危険状態の期間は、延長することができる。
- (2) 第1項に規定する特別法秩序の布告〔及び〕その延長には、出席議員の3分の2の票を要する。
- (3) 政府は、テロ危険状態の布告の提案の後、行政、ハンガリー国防軍、秩序防衛機関及び国の治安部門の機関の組織、運営及び活動の遂行に関する法律から逸脱する措置であって、枢要法で定めるものを命令で導入することができ、当該措置について、共和国大統領並びに主題分野に従い任務及び権限を有する国会の常任委員会に継続的に通知する。このようにして導入された措置は、テロ危険状態の布告に関する国会の決定まで、ただし、最長でも15日間、効力を有する。
- (4) 政府は、テロ危険状態の期間において、枢要法の定めるところに従い、一定の法律の適

(3) 原語は「rendvédelmi szervek」である。具体的には、警察、災害管理機関、税務署、税関を指す。Zoltán Szente, *Constitutional law in Hungary*, 2nd ed., Alphen aan den Rijn: Kluwer Law International, 2021, p.184.

用を停止し、法律の規定から逸脱し、及びその他の例外的な措置をとることができる命令を制定することができる。

- (5) 第3項に規定する措置が適用されている期間であり、かつ、テロ危険状態の期間において、警察及び国の治安部門の展開では十分でないときは、ハンガリー国防軍を使用することができる。
- (6) 政府の命令は、テロ危険状態の終了とともにその効力を失う。

予期しない攻撃

第52条

- (1) 国外の武装した集団がハンガリー領内に予期しない侵入を行った場合には、政府は、攻撃の撃退並びに国内及び同盟の対空防衛力及び待機空軍力によるハンガリー領土の防衛の目的で、合法的な秩序、生命及び財産の安全、公の秩序並びに公共の安全の防衛のため、必要な場合には、共和国大統領により承認された武装防衛計画に従い、緊急事態又は例外事態の布告に関する決定まで、攻撃に比例した、そのために準備されている軍隊により、直ちに措置をとる義務を負う。
- (2) 政府は、第1項の規定に基づきとった措置について、速やかに国会及び共和国大統領に通知する。
- (3) 政府は、予期しない攻撃の場合に、枢要法で定める例外的な措置を導入することができ、並びに枢要法の定めるところに従い、一定の法律の適用を停止し、法律の規定から逸脱し、及びその他の例外的な措置をとることができる命令を制定することができる。
- (4) 政府の命令は、予期しない攻撃の終了とともにその効力を失う。

危険状態

第53条

(第10次改正前)

- (1) 政府は、生命及び財産の安全を危険にさらす自然災害又は産業災害の場合に、かつ、その帰結を防止するために、危険状態を布告するとともに、枢要法で定める例外的な措置を導入することができる。

- (2) 政府は、危険状態において、枢要法の定めるところに従い、一定の法律の適用を停止し、法律の規定から逸脱し、及びその他の例外的な措置をとることができる命令を制定することができる。

(第10次改正後⁽⁴⁾)

- (1) 政府は、隣国において生じている武力紛争、戦争状態若しくは人道的な災難又は生命及び財産の安全を危険にさらす自然災害若しくは産業災害の場合に、かつ、その帰結を防止するために、危険状態を布告するとともに、枢要法で定める例外的な措置を導入することができる。

(4) 第10次改正のうち第53条に関する改正は、「特別法秩序」に関する第9次改正の施行日(2022年11月1日)に先立つ同年5月25日に施行された。したがって、ここでは、2022年5月25日の前後の法文を双方とも掲げることとした。

- (3) 第2項に規定する政府の命令は、政府が、国会の授権に基づき、その効力を延長した場合を除き、15日間効力を有する。
- (4) 政府の命令は、危険状態の終了とともにその効力を失う。

特別法秩序に関する共通規則

第54条

- (1) 特別法秩序においては、基本的な権利（第Ⅱ条及び第Ⅲ条並びに第XXⅧ条第2項から第6項までに規定する基本的な権利⁽⁵⁾を除く。）の行使を停止し、又は第Ⅰ条第3項に規定する程度⁽⁶⁾を超えて制限することができる。
- (2) 特別法秩序において、基本法の適用は停止してはならず、憲法裁判所の運営は制限してはならない。
- (3) 特別法秩序〔の措置〕の導入の権限を有する機関は、その布告の要件がもはや存在しなくなった場合には、特別法秩序を終了させる。
- (4) 特別法秩序において適用されるべき詳細な規則については、枢要法で定める。

(やまおか のりお)

(5) 生命及び人間の尊厳に対する権利（第Ⅱ条）、拷問・非人間的な取扱いの禁止等（第Ⅲ条）、無罪の推定、防御権、遡及処罰の禁止、一事不再理等（第XXⅧ条第2～6項）。

(6) 第Ⅰ条第3項の規定は次のとおりである。「基本的な権利及び義務に関連する規則については、法律で定める。基本的な権利は、他の基本的な権利の実現又は何らかの憲法的価値の保護のため、絶対的に必要とされる範囲内で、達成しようとする目標に比例し、〔かつ、〕基本的な権利の本質的な内容を尊重して、制限することができる。」

表 「特別法秩序」の改正の要点（第9次改正前と第10次改正後の比較）

（変更があった部分を下線で強調した。括弧内に基本法の根拠規定を付記した。）

事項	改正前	改正後
事態の種類	例外事態、緊急事態、予備的防衛状態、テロ危険状態、予期しない攻撃、危険状態	戦争事態、緊急事態、危険状態
戦争に関する事態	<p>【事態布告の条件・布告の義務性】 例外事態 ①戦争状態^(注1)の宣言の場合、②外国勢力による武装攻撃の直接的な危険（戦争の危険）の場合に、国会が例外事態を布告する。（旧第48条第1項a号）</p>	<p>【事態布告の条件・布告の義務性】 戦争事態 ①戦争状態の宣言の場合、②戦争の危険の場合、③外部からの武装攻撃、これと同等の効果を有する行為及びこれらの直接的な危険の場合、④集団防衛を目的とする条約上の義務を履行する場合^(注2)に、国会が戦争事態を布告することができる。（第49条第1項）</p> <p>【布告前にとられた例外的な措置の事後的な処置】（追加） 戦争事態が布告されなかった場合には、国会は、政府の命令によりとられた例外的な措置に関連する規則の経過措置について法律を制定する。（第54条第4項）</p>
緊急事態	<p>【事態布告の条件・布告の義務性】 ①合法的な秩序の破壊又は権力の排他的な獲得を目指す武装行為、②武装して、又は武器を持って行われた生命及び財産の安全を甚だしく危険にさらす重大な暴力行為の場合に、国会が緊急事態を布告する。（旧第48条第1項b号）</p> <p>【例外的な措置をとる主体・例外的な措置をとることができる期間】 緊急事態の期間において、共和国大統領は、枢要法で定める例外的な措置を命令により導入する。共和国大統領は、その命令により、枢要法の定めるところに従い、一定の法律の適用を停止し、法律の規定から逸脱し、及びその他の例外的な措置をとることができる。（旧第50条第3項）</p>	<p>【事態布告の条件・布告の義務性】 ①憲法秩序の破壊若しくは転覆又は権力の排他的な獲得を目指す行為の場合、②生命及び財産の安全を甚だしく危険にさらす重大かつ違法な行為の場合に、国会が緊急事態を布告することができる。（第50条第1項）</p> <p>【例外的な措置をとる主体・例外的な措置をとることができる期間】 政府による緊急事態の布告の提案の後、政府は、枢要法の定めるところに従い、当該布告の原因となった状況への即時の対処に必要とされる範囲内で、一定の法律の適用を停止し、法律の規定から逸脱し、及びその他の例外的な措置をとることができる命令を制定することができる。（第54条第1項）</p> <p>政府は、特別法秩序において、枢要法の定めるところに従い、一定の法律の適用を停止し、法律の規定から逸脱し、及びその他の例外的な措置をとることができる命令を制定することができる。（第53条第1項）</p> <p>【布告前にとられた例外的な措置の事後的な処置】（追加） 緊急事態が布告されなかった場合には、国会は、政府の命令によりとられた例外的な措置に関連する規則の経過措置について法律を制定する。（第54条第4項）</p>
危険状態	<p>【事態布告の条件・布告の義務性】 生命及び財産の安全を危険にさらす自然災害又は産業災害の場合に、政府が危険状態を布告する。（旧第53条第1項）</p> <p>【布告の期間・延長の対象・国会の授権の可決要件】 政府の命令は、政府が、国会の授権に基づき、その効力を延長した場合を除き、15日間効力を有する。（旧第53条第3項）</p>	<p>【事態布告の条件・布告の義務性】 隣国において生じている武力紛争、戦争状態若しくは人道的な災難又は生命及び財産の安全を危険にさらす重大な事件の場合、特に自然災害又は産業災害の場合に、政府が危険状態を布告することができる。（第51条第1項）</p> <p>【布告の期間・延長の対象・国会の授権の可決要件】 危険状態は、30日の期間で布告することができる。（第51条第2項） 危険状態の布告の原因となった状況が依然として継続している場合には、政府は、国会の授権（出席議員の3分の2により決定）に基づき危険状態を延長することができる。（第51条第3項及び第4項）</p>

事項	改正前	改正後
特別法秩序全般	<p>【例外的な措置に関する報告】 緊急事態の期間の措置：共和国大統領は、速やかに国会議長に通知する。(旧第 50 条第 4 項) 予備的防衛状態の布告の提案後の措置：政府は、共和国大統領並びに主題分野に従い任務及び権限を有する国会の常任委員会に継続的に通知する。(旧第 51 条第 3 項) テロ危険状態の布告の提案後の措置：政府は、共和国大統領並びに主題分野に従い任務及び権限を有する国会の常任委員会に継続的に通知する。(旧第 51/A 条第 3 項) 予期しない攻撃の場合の措置：政府は、速やかに国会及び共和国大統領に通知する。(旧第 52 条第 2 項) 【国会による事後審査】 国会は、国会の障害が終了した後の最初の会議において、共和国大統領が国会に障害がある場合に国会に代行して行った戦争状態^(注1)の宣言又は例外事態若しくは緊急事態の布告の正当性を審査し、適用された措置の合法性について決定する。(旧第 48 条第 6 項)</p>	<p>【国会による命令の廃止・命令の再制定の禁止】(追加) 国会は、政府により特別法秩序の期間において特別法秩序に関連する法規に従って制定された命令を廃止することができる。政府は、状況の重要な変化がその根拠となる場合を除き、同一の内容で廃止された当該命令を再び制定することができない。政府は、状況の重要な変化を根拠として再び制定した命令及び制定の根拠について、速やかに、共和国大統領、国会議長及び主題分野に従い任務及び権限を有する国会の常任委員会に通知する。(第 54 条第 6 項) 【政府による国会・憲法裁判所の継続的な運営の保障】(追加) 政府は、特別法秩序の期間において、国会及び憲法裁判所の継続的な運営を保障する全ての措置を講じなければならない。(第 52 条第 3 項及び第 4 項) 【例外的な措置に関する報告】 特別法秩序の期間の措置・戦争事態及び緊急事態の布告の提案後の措置：政府は、特別法秩序に関連する法規に従って制定した命令について、共和国大統領、国会議長並びに主題分野に従い任務及び権限を有する国会の常任委員会に継続的に通知する。(第 53 条第 2 項及び第 54 条第 2 項) 【国会による事後審査】 国会は、国会の障害が終了した後の最初の会議において、その障害が存在しない場合に適用されるべき規則に従い、共和国大統領が国会に障害がある場合に国会に代行して行った戦争事態の布告、緊急事態の布告及び延長並びに政府に対する危険状態の延長の授権の正当性及び合法性について決定し、特別法秩序において適用された例外的な措置を審査する。(第 56 条第 3 項)</p>

(注 1) 改正前の条文の逐語訳では「戦争事態」となるが、改正後の「特別法秩序」の事態の一つとしての「戦争事態」と紛らわしいため、この表では「戦争状態」とする。

(注 2) 改正前には、「予備的防衛状態」に同様の規定があった。

(出典) 改正前及び改正後の基本法の規定並びに Horváth Attila, “A különleges jogrend fejlődése Magyarországon a kilencedik Alaptörvény-módosítás tükrében,” Nagy Zoltán és Horváth Attila. szerk., *A különleges jogrend és nemzeti szabályozási modelljei*, Budapest: MFI, 2021, 131-148.o. を基に筆者作成。